

No 12888

JIKKEN SHINGAKU.

明治廿一年十二月

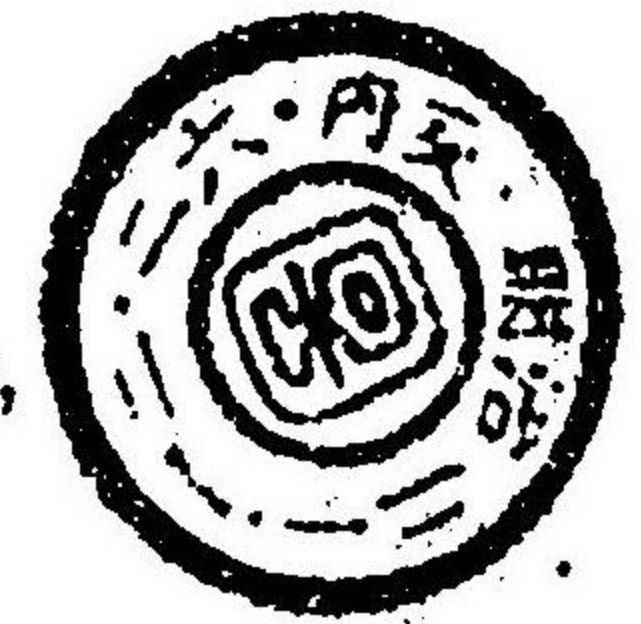


英國 神學博士
文學士 シ、エ、ス、イ、ビ、ー 先生著

神學 全

東京聖教
書類會社 社長 坂藏 版

Nagasaka, Publisher,
Tokyo, Japan.
1888.



EXPERIMENTAL
THEOLOGY

OR,

THE METHODIST STANDARD
OF PREACHING.

G.

ARRANGED BY THE

REV. C. S. EBY, B. A., D. D.

~~~~~  
TOKYO, JAPAN.

—  
1888.

## PREFACE.

This little work on *Experimental Theology* is not original, excepting in its form. It is a systematic arrangement, greatly condensed, of the standard of doctrinal preaching in use among "the people called Methodists" from the beginning of the remarkable revival of the 18th century to the present day, viz., the first fifty two of John Wesley's published sermons. "Wesley's Doctrinal Standards," by the Rev. Dr. Burwash, President of Victoria College, Ont. Canada, furnishes most of the material of the introduction and gives shape to the arrangement of the matter. Methodist doctrine is no new Gospel, but a rejection of

自序

此書は、メソヂスト教會の創立者ジョン・ウエスレー氏の五十二説教を要約したるものなり。過る十八世紀の初に當り世にキリスト教國ト稱すべき者は大概該教の本旨を誤りて或は光榮を寺院の深窓に藏め外形の儀式に流れ又は施政の具と一學者の玩弄物となりて兎角一般の實益に充てざりき

時哉天ウエスレー氏を英國に生一霹靂一發脱民の迷夢を破り眠心を愕か—以て眞正の悔改、信仰、救濟等の何物たるを識ら—めければ迷惑の黷雲候ち舞れて悔改奮起する者尠からず遂に非常の「リバイバル」の結果を奏—ぬ氏の勢力今に及びて増進の實ありて現時のキリスト教國にて尙氏の教化力を被る者甚多—とす氏の教理たる新奇の發明にあらず古代十二使徒の説ける教理を詳解—て近代の民心に適中せ—めたるのみ即

ecclesiastical, scholastic, and ritualistic fetters, and an attempt to present an *apostolic form of the gospel*, which aims at and accomplishes individual salvation, and through the individual moulds society and civilizations. May the preaching of these old truths, powerful to-day as ever, accomplish their purpose in spreading Scriptural Holiness throughout these realms.

C. S. Eby.

December 12, 1888.

Tokyo, Japan.

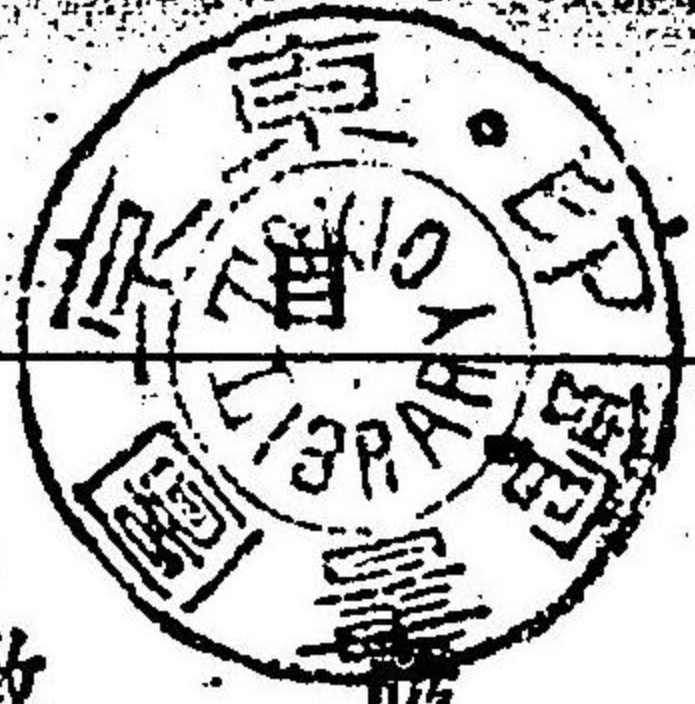
ち附會の汚濁を洗除して昔を今に返したるの  
 著者の目的たる其天賦の教理を要約して本邦の傳道者に説教種子を授  
 けんとするに在り故に此種子を養育生長せしめ開花結實の効を奏せし  
 むるは則ち讀者の本分にして譬へば此書は骨髓の如し之れに血肉を加  
 へて生人たらしむると然らざるとは一に讀者の選む所に信かするの  
 夫れ生命は聖靈より生じたる靈の力ならざる可らず生来未だ會て此靈  
 命を得ず又真正救済を實驗せざる者は或は此書の深意を識る能はざら  
 ん歟苟も神召を被りて身に傳道の重職を負ふ者は此實驗神學の果して  
 思ひ半ばに過ぐるを認めん此小冊子にして若し世間に幾分の實益を興  
 ふるを得ば著書の鴻報何り以て之れに若かんや望らくは讀者此書によ  
 りて能く實驗を積み地に墾たるの本分を失はざらんことを

明治二十一年十二月中辭

著 者 誌

此書の元神學生教授の爲にじて稍意の半に通す  
 る迄に翻譯し置きたるものを今長坂毅君の發意  
 にて出版するととなれり此際文章を改むべき  
 筈なれども目下譯者の多忙言ふばかりもなく到  
 底願ふて及ばざるとなれば餘義なく舊の儘にて  
 上木せり讀者請ふ之を恕せられよ

譯 者 誌



實驗神學目次

○第一編

導論

ページ  
一

第一章

教理の標準は何故必要なるや

全五

第二章

我「メソヂスト」形体即ち標準

全十三

第三章

歴史に照して説教の標準を論ず

全二十四

○第二編

本義の概別

全三十四

○第三編

本義の細目

全三十九

解説第一

信仰に依りて救済を得る事

全全

解説第二

人の義とせらるゝ事より聖靈の

全五十四

証據に至る

解説第三

誘惑説の注意并に失望の支柱

全七十九

神聖の靈氣

解説第四

全九十二

解説第五

宜しく忠實なるべし偏固なる勿れ

全百十一

解説第六

基督信徒の全成

全百三十二

解説第七

固有の罪并に新に生るゝ事

全百六十二

解説第八

實行の生話

全百七十二

大審判の豫備 解説第九

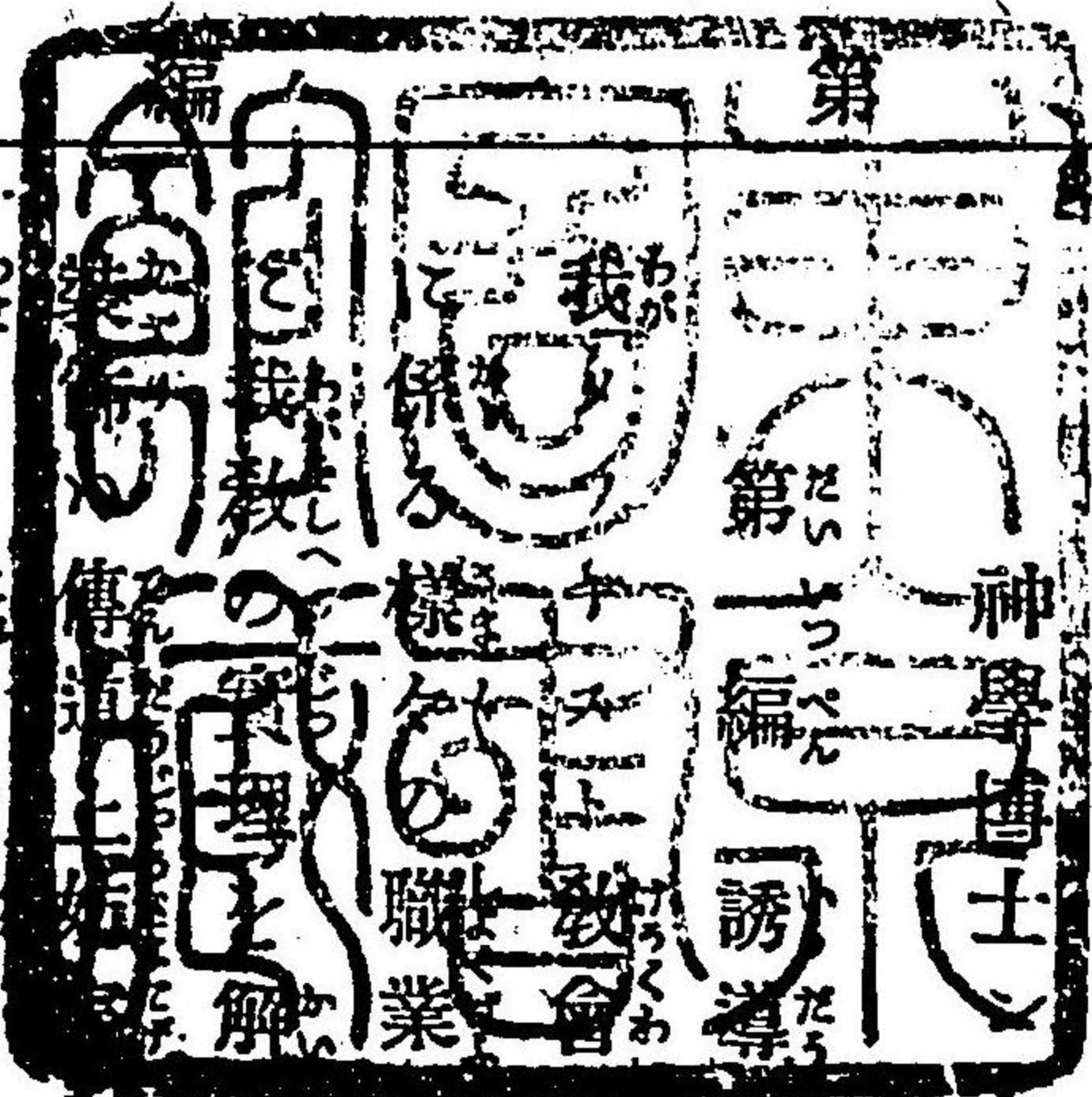
全百八十三

實驗神學目次 畢

實驗神學

神學博士

エス、イビー先生著 堀江景宣君譯



1

勉めて之を避くるとす或の信者の數を増して帳簿の紙  
 面を飾り或の口に信仰を喋々して外に盛華の美を露りさ  
 我の職業に従事せんと欲する者を教育せんが爲  
 於ての牧師、地方傳道師、教員、其他、基督  
 教の職業に従事せんと欲する者を教育せんが爲  
 する所の教書あるを要す總て外部の  
 傳道に爲すに少からざるを以て我教育に  
 勉めて之を避くるとす或の信者の數を増して帳簿の紙  
 面を飾り或の口に信仰を喋々して外に盛華の美を露りさ



んよりの寧實着にして専心底の如何を問ひ正律徳義を講  
トて眞心に悔改の良心を喚起さしむるを勉め度きもの  
なり若此仕方を履まざるべきの折角に一旦心を改めたる  
者も聖靈の証示と結果たる清淨の言行とを自認するに至  
らざるが爲めに再々懶惰に流れ鬱憂日を送て遂に初の未  
信者に退歩するの危険なき能はず  
總明にして而も學識を備ふる輩のなごか外飾を好んで來  
るべきやの此輩をして改心以て我に隨歸せしめんよの宜  
く明証を授けて其心裏を照し更に高尚の言行を示して此  
に達するを勤むべし若斯くせざるならば我福音の正し

く眞理なれども其説明と方法とを誤るが爲に彼輩をして  
先づ之を疑はしめ遂に放棄せしむるに至るとあり  
ウニスレー氏の時より今日まで間斷なく教授し續きたる  
我メソヂスト教理は之を洩なく説明するに於て人の人心を  
満足せしむべきの勿論又清淨の言行をも自ら味ひて知ら  
しむるに足るものなり  
此教理の徳義上萬端の眞理を説明し神の此世に於て人を  
試みんが爲に人の選ぶ所に任せ給ふ所以を解き人心に聖  
靈の感化あるを明にし又贖罪に於て照々たるが如き神  
の偏頗なき一般の愛を世人の眼前に提出して以て之を諸

人の正直なる道理と良心とに考へてむるものなり其れ斯の如くにして眞理を説き出たるの今日に始まるにあらず古の説明法即使徒の説きたる福音にして時と運とを論せず常に諸人に適當なり殊に現今日本の人々には最適當するものなりとす苟宣教師又の教員の職を擔當する者の之を以て學問の方針となし神の言語と己の經驗とに據て之を証明し而して福音の眞理に關し充分なる信仰を自ら懷て以て此世の罪民に對し神の徳義の權と聖靈の力を懇ろに示すとき其成功の昔數千の民を同時に改心せしめたる如く實に其れ大なるを見るや疑ふ可らざるなり

第一章 教理の標準の何故に要用なるや

世に確定の教理の不用なりと考ふる人ありて其説に宗教の人をして心を正しめ其感動を誤らざらしめ以て未流の行爲をも之に倣しめんとするものなるが故に一度其眞體を得れば則可なり他の必之に倣ふに至る可し何ぞ何宗教の極意の皆一なりと云へり或人の又曰く宗教の其何派たるを論せず人心を濟度する道具たるは過ぎざれば學術に照して之を驗査するときの皆悉く眞理に適はざるものなりと

若人民に教理を教導することを以て神と自他とを至當の關係の中に居らしめんが爲に無要の手段なりとせば此教理をさも緊要らしく喋々するは固より誤謬とせざるべからず亦道德上にも非理とせざるべからず再言すれば若宗教の教理の唯々人心を濟度して人に宗教心を發揚せしむる爲の方便たる宛小兒を教ふるに欺偽の手段を用ゐる年に達するとき忽ち化けの皮の露れ何の用にも立たざるが如きものならば宗教の今の學識ある文明社會に跡を絶つに至るべしと云ふとなり今試に一步を退きて此宗教滅亡の論果して眞なるや否を查察せんに先第一問と

して

(第一) 人の何故に宗教の教理を氣隨に取捨するや

或人の此事に關して曰く基督教を奉ずる國人の中に其教理を嫌ふ輩あり然れども其輩のなす所を觀るに宗教心と道義の言行とを多少實施する輩なり是を以て觀れの宗教の力の外部に止り決して人心に入て原質となる程のものにわらずと併吾曹の將に之に答て曰はんとは是等の人民の一の宗教を論理上に信すべきと信すべからざるとの充分に判定し得る丈の年齢に達する前に於て既に基督教國の中に生長し思想感覺及生活の慣習は知らず識

らず略既に其方又傾きたれども信心焉に非らざるを以て  
尙基督教理を棄て、信せざる也再言すれば母の懷を離る  
ゝや目の見る所耳の聞く所皆悉く基督教國の風習ならざ  
るなく壯年に達して初て基督教を嫌ひ將に之を論駁せん  
とする前に於て思想感覺の幾分の既に基督教の鑄造に係  
り假令深く該教を信せざるまでも覺へず該教理の命ず  
る所を實施する者にして即間接の感化を蒙るものなりま  
んざら教の他人にわらざるなり唯に外部の附着物にわら  
ざるなり然らば基督教に入りて新約書に示すか如き完全  
の言行を得て立派なる信者たらんに必其教理の明示よ

依らざる可らず唯に間接の感化を以て満足とすべからざ  
るの豈明瞭ならずや  
或人の説に會て基督教中信經なるものを設けざる以前に  
在ての信者の言行の榮華全盛を極めたり是を以て觀れば  
信經なるもの該教の固有物にわらずと云へり然れども  
信經の抑本教中に含むものにして古使徒の説教にも各所  
の民情に従て往々所謂信經中のことを説けり即載せて新約  
書に明なり故又信經の基督教の固有物にして唯其名稱だ  
け時に従て異なるのみ決して真理の時に従て變化するもの  
にわらず假令學問の道に依らざるも真理の信者をして神

と靈通すべき心志言行を懐かゝむるに足るものなり何となれば眞理の既に全きものにして學問あるが爲に始めて全きを得るものにあらざればなり若然らずとせば人の神及び他人に對し聖なる心志言行を發して正邪清濁を分別する能ひざるなり眞理は明白に教へざる可らず之に學問の道を適用して更に益ありと知らば其限り學問上に據て説明せずんばあるべからず

更に又危険の説あり曰く凡て宗教の人心の感情を司る所の小説即方便説なるが故に學問の道にの適のぬ共愚民を濟度するが爲め實行上への益ありと嗚呼是れ何の言ぞや

諸君幸に惑ふ勿れ

宗教の教理中に於て語を分つときの変換と發達との二つあり然れども眞理の外形を變ずるまでにして陳腐となるにあらず人の之を會得する力量相加ひるときは隨て眞理も益明白又露ひるべし故に何程か眞理を了解し得るとも限ある己の力量を以て限なき神事眞理に立入て之を亂すは大なる誤なり決して之をなすと勿れ又人の狹隘なる心を以て眞理に境界を付ると勿れ凡そ靈魂と其生命とを養成せんに必信仰なかる可らざるが故に其信仰の妄想に起る乎或の眞理に起る乎を善く問はずんやある可らず

若之を論定せんと欲せば先づ古に溯て元と數百年間の教會の信仰に論及すべし何となれば則此世の生命と救の道とい神の不朽不變の眞理なればなり本教の宛瓦器に寶を藏めたるが如きものなれども其力の則神の權力なり而して此寶を清淨潔白に保存せんと欲するは基督教會の職分にして其教理標準の目的なり

基督教會の本職の諸人を進めて靈界に達せしめ神と靈通すべき心裏靈氣の生命を社會に擴張するに在り而して其靈命は神に係る不朽不變の眞理を人に會得せしむるに因て發起するなれども眞理の元と無形物なるが故又何乎

由て以て現のれ由て以て會得すべき体形なかる可らず其形体は何物なるやと問ふよ曰く教理曰く説教曰く該教專斷論即是なり此体を用ふるときのみ才智及靈氣の發達を退縮せしめず之に界限を付せず亦之を防障せず寧磨して靈命に至らしめ更に尙發達すべき處を示すべきなり是を以て眞理の全く實体なり原質なり且以上の目的を遂げんが爲よ眞理極めて要用なり必適當の形体に依て之を教ふべきものと自然らば其形体の最良なるもの何ぞや

第二章 我メソヂスト形体即標準

往昔に在ての教理の標準を稱して信經と云へり即人に洗

禮を授くる時に信仰の簡條を宣言する爲め及被洗者を教ふる爲め用ゐたる教理の簡單なる綱領なり故に教會爭論の時代即紀元二百五十年より七百年代に在て此信經の正教の記號にてありければ大會議の決議の皆其例に倣て短き信經となれり(始祖パトリステツクノ標準)

宗教改革のときに至りて人智既に大に發達したるを以て其ときの才智に適應して確乎たる教理を説けり故にルウテル氏の羅馬教の誤謬を論破せんか爲に己の確論を立て爾後其説に條款を設けて以て信仰を言現はすとこの用に備へんとするも當てや各所の新教會の之を賛成して其

條款を採用し聊体裁を改めて教育の爲の問答書となせり

羅馬教會さへも其手段の良さを悟りトレントの會議に決議せる律法及條例を挿入して以て新に羅馬教會の問答書を作るに至れり是則新舊二派分離の時プロテスタントの初定の標準なりとぞ

ウエスレー氏を始として「メソヂスト」一派の別に教理の標準を設けたり即説教の構造法及聖書を解釋するの標準是なり去りてウエスレー氏の新に教理を創立したるに非ず古の使徒及其後嗣の時の標準を再興したるなり

然らば「パトリステツク」プロテスタント「ウエスレーヤン」即

エボストリックの三派の中に何れの標準を最良とするや  
 「パトリステック」と云ひ「プロテスタント」と云ひ「ウエスレーヤ  
 ン」と云ひ總ての新教派の皆確實なる聖書の眞理を本源と  
 なし之に因て以て或の學び或の教ゆるものなりと雖衆人  
 に分與せんが爲に聖書に註解を加へ或之を分説するに  
 何か一定の標準なかるべからず  
 (第一) 傳道者の神の道を説明すべき職分なるを以て先づ  
 教理の標準を會得して正しき仕方を以て解明せざる可ら  
 ず  
 (第二) 萬民の救済に係る神の教を説くは亦傳道者の本分

なるが故に善く人よ會得せしめ喜んで此教に入る様に正  
 明の説教をなすべきなり  
 (第三) 傳道者の別して幼年の者或は無文の民を深切に教  
 導すべき本分を負擔するを以て宜しく適當なる教則を設  
 け或の問答書或の信經の條款等を用ゐて教導の補助とな  
 すべし  
 教會によりて教理の標準に殊別の形体ある所以のもの  
 各教會設立の有様同じからざるが故なり  
 教會の間に議論の濤波ありたる時代の各簡單の信經簡條  
 を用ゐて之を舌戰の軍旗に代用したり是其形体の一なり」



宗教大改革の舉動に付て奮起したる輩の己の理論の正當なるを告げんか爲に或の問答書を作り或の信心を言現にして更に信經條目を擴張せり是其形体の二なり  
 專人心を改良して而して神聖の言行あるを見んと企つる所の教會の社會傳道の爲宜しく先つ説教の特別なる標準を備へざる可らず是其形体の三なり而して此等一般の教會の神道を根據として一切之に因るが故に聖書の注解に須らく確乎純良の標準あるべきなり  
 今其標準の由て來る所を顧るよ古の教會史に明白なるが如く使徒の教會の乃口授傳道の教會にして其教理の標準

と云への則道を説く爲に自ら備ふる所の一定則に外ならず然而して其一定則の今日の福音書及使徒の書翰中に見ることを得て毫も異るとなり例への古今皆基督一人のみを立て、世の救主なりと説明するが如きの則茫然看過すべき一致の要點にあらざるなり  
 視よ往古未た一の福音書の備も書翰の記載も之れあらざるに既に使徒パウロの一致を示し得てパウロの口授する所の悉一般の基督教説教の標準に符合せり即紀元五十六年或の五十七年に於て加拉太人に贈れる書翰第一章六七節等に異なる福音基督の福音吾が傳道する福音と記

載したるを見ればパウロの福音なる語を以て説教の標準  
 としたると一般に明白なるべし加之ギリシヤ國の原本に  
 於てもパウロの基督説教の一般なる標準を誤らざりしと  
 を明瞭に記せり提摩太前一章三節に異教を傳ふるとなか  
 れどあり同一章十一節に榮華なる福音に循ふ同四の六に  
 信仰及善教の道同六の三に神を尊敬すべきとに叶ふ教同  
 六の二十に託せられし事を守り同後書一の十三に眞の言  
 の摸楷と記載したる類例あり  
 以上説くが如くなるを以て第一の教理の標準の使徒説教  
 の本質よりして所謂使徒信經の後世の撮要なりとす

然るも後幾程もなく論議の時運に際會し或の教理の順序  
 を立て又の論理法に適しめんとて様々に變革を行ひ在  
 來の信經條目の悉之を會議に付し其体裁を變し古の使徒  
 の信經といふ大に異ならしめたり  
 此時に當りて新舊兩派の大改革あり詳細の當時の信經を  
 言現ししたる著書及問答書に明なるが如く互に議論を交  
 へて種々の區別を新造し爲に古來の單一なる標準の何日  
 乎黒雲に蔽はれて見ると能はざる迄に至れり  
 是に於て「ウエスレー」氏を始め其他「メソヂスト」の人々の當  
 時の誤を改めんが爲に大に奮發して福音の本質を述べた

り就中ウエスレー氏の説教の傍に新約書の注解を著し  
 共に力を盡して昔日使徒在世の標準を恢復せり此恢復事  
 業の自然に成功し得たる所以の者今や信經既に定れる  
 を以て無益の議論をするに及ばず又自由の心志既に發揚  
 するを以て今更改革の騷擾を發するに及ばず唯虚飾に流  
 れたる信仰の荒野に新しき靈命を播種せしむれば可なり  
 との考慮ウエスレー氏の心裏に浮き而して氏の使徒の如  
 く熱心に之を實行したるが故なり氏の説教及新約の注解  
 の我メソヂスト教會を代表するに足るものにして諸派一  
 般の爲に大切の標準なり就中其説教の福音を講ずる爲に

の須臾も欠く可らざる模範にして我メソヂスト教會の常  
 に活動して停滯するに至らざるも蓋之あるが爲なり如何  
 なる他の教會と雖完全の教理と之を活動せしむる精神と  
 を一致して一の全体を組織する爲に未斯の如き標準ある  
 を見す

吾曹若此標準に因て説教せざるならば使徒及吾宗祖の古  
 來久しく經驗して大切なりと認めたる器用を棄つると焉  
 を異ならんや苟ウエスレー氏の筆したる新約の註解の主  
 基督の道を根本として其意に背かず其例に違はず以て新  
 約を解明するの標準を示すものなり此他に又教法箇條な

るものあり其條目の宛基督に従ふ所の新教諸派を以て一  
体の如くに連合せしむる鎖の輪に似たり  
我「メソヂスト」教會の教理標準の左の如し

(第一) 説教の標準即ウエスレー氏五十二の説教

(第二) 聖書解明の標準即ウエスレー氏の「新約註解」

(第三) 教友「プロテスタント」諸教會と我と一致の標準即教

法箇條

第三章 歴史に照して説教の標準を論ず

此緊要なる標準を明に理解せんには宜しく先づウエスレ  
ー氏靈命の發達を考究すへい何となれば氏の説教の自ら

の經驗を寫し出す所の鏡の如ければなり

ウエスレー氏の父母のもと「ピユリタン」宗徒に産る専誠實  
なる徳義を脩め後英國の監督教會に入て更に自由の教育  
を受けたるが故に其性質天賦の美を害せず之が爲に兒子  
ウエスレー氏の大に徳實の教導を父母に受けたり氏の後  
に至て英國オクスホルドの大學校に入り此に「瑩雪」の苦學  
を積て遂に豫定説の非を觀破し以て「アミニズム」派を主  
張する者といなれり既に神より得たる自由あるを知れば  
其自由に出る所の責任あるを覺り此二者より生ずる所の  
結果の則神聖の言行にして氏の常に其言行の無かる可ら

ざるを感ずると深かりと云へり氏の壯年に達するや信心厚き母の眞實に依て益獎勵せられて人の神に負へる一切の義務を盡さんとを以て志とて教會のこの勿論其他慈善の事業の彌々喜び勵て之を行ひ殆ど残す所なかりき是に於てウエスレ1氏の識認し得たるこの第一救を得んが爲の方法として其良心に發する所の外式を以て不善とするにあらねども去りて其外式行爲にのみ依頼して他を顧みざるとその其過誤少からざると第二心清淨神聖なるとき其其人必完全となり得る筈のものなるに在りて此二事を識認する以上の最早修身の知識の略備のれ

りと雖然れども唯知識のこにて之を活動する能はず故に今氏の爲に必要なるの精神の活動力を得るとに在りとす氏の更一步を進めて神聖の言行の諸の義式に基かず眞理の知識に因らず寧基督を信じて義とせられ生れ變らせられ以て神聖となるべき神恩を感得するに基くことを悟るに至れり然れども己を省るとき其信仰の目的を明にすべき聖靈の缺乏する所あるが故に氏の遂に身命を擧て全く神に獻げ己の信仰する所を實施し一千七百三十八年五月二十四日よ於て始めて神恩の極妙に達するを得たり是則實驗に據て己の宗教主義に聖靈の活動力を加へたる

に外ならずして當時の人々の勿論將來の諸人へも明に道を説示するを得たる所以なり

聖書に基きて氏の説示たる教の要約の左の如し

(第一) 贖罪の備を見て明なる如く神恩の普及不偏なること

(第二) 人心の選ぶ所に任せ天賦の自由及試みの世に在て

神に對する各自の義務

(第三) 宗教を實施せんへの心裏及言行に於て神聖の欠く可らざると

(第四) 罪ある人性への自然に本分を盡す能はざること

(第五) 右に云へるが如く聖なるとの欠く可らざるに罪あり

る人間への之を行ふ能はざるとあり故に其能はざる人間

の爲に基督の充分なる贖罪の備へられたること

(第六) 此救を得るの唯信仰又因ること

(第七) 聖靈能く己の救はれたるを各自に示すと

以上掲ぐる所の聖教の要約の古より數年代の教會に於て

教へ續きたる教理の根據たる真理を含むものなり神の廣

大なる愛を知り人の心の深所を測るに足るものなり徳行

の欠く可らざるを教ゆるが上にも尙又信仰の實に緊要な

るを明にするものなり教會に諸の方法備はるを識認すれ

ども尙も心裏に神恩の必要なるを覺らむるものなり又

救済の信仰を経験したる其経験の基礎を置き而して其上に基督教又所謂神聖と完全との教理を築造するものなり」  
 ウエスレー氏の爾後五十年諸所に説教するの間に於て僅に二三の事を擴張せしめて己の見解及教示に格別の變動を來さず是又據て考ふれば神の氏をして漸々に教理の根據を會得せしめ玉ふとを知るべし眞に然り氏の積年漸進の経験に依て善く神の教を會得し以て遂に一大教理を構造するに至れり然りと雖も此教理の氏の時に當て初めて生れたるにあらざるなり  
 此教理の使徒在世の時より引續きて教會に存在し時々所

々に経験せられ教示せられて其光明を亡らざるものなり  
 決してウエスレー氏の新に發見したるものにあらず然りと雖氏の當時福音の散亂して將に其跡を絶んずる勢あるを愁へ大に奮發して福音の元素を集め之を積年の経験に照して千思萬考遂に此勢力ある教理を制定したるにありて蓋使徒の時より未其例を見ざる程の事業なりとす  
 氏の積年の経験に基きて説教書を著し之を我メソヂスト教理及説教の軌範と充てり  
 氏の教理再興の業の説教書出版の前既に三十年間を経過したれば其間の成果亦與りて力ありとす例の基督教言行

の有様悔改信仰義とせらるゝと聖靈の證據生れ變ると信  
 者の心中に於る善惡の争闘及善勝て後始めて愛を全ふす  
 ると等の如き皆著述前に於て教理を口授したるが爲に  
 生じたる著き結果なり而して氏の之を説くや悉く實驗の  
 證例を擧て其説の眞實を示し以て種々の誤説を論破した  
 ると實也却説々教の標準たる著書に至て既に三十年間  
 の實驗を積みたる後の業なれば倉卒事を誤るの憂なきハ  
 勿論而も至らざる所なく盡さるる所なき標準なるが上に  
 又更に三十年の經驗を重ねて廣く諸人の賛成を得たれば  
 最早此上經驗を要せざる所の實に稀有の良書なりとす

以上陳る所に據て觀れば氏の教理を組織せる所の性質ハ  
 既に充分の實驗を経たるとを知るも足るべし即是神より  
 直接に眞理を傳はりたるものなるが故に才智の結果にあ  
 らず神人物の哲學にあらす宗教贖罪信仰及救濟法の立論  
 にあらず神の眞理人心に入り其心は神の生命を寫し而し  
 て其人よく廣く諸人の心に之を傳へたるものなるを照々  
 として其明なり

予ハ讀者諸君の爲に衆人に曾て實驗せられたる説教の要  
 略を抄録す故に題して實驗神學と曰ふ諸君此書の深意を  
 了解せんと欲せば宜しく先づ聖靈の光を得て而して眞理



を會得すべし然らざれば予が折角に抄録したる教理の標  
 準若くは説教法の價格は決して充分に知ること能はざる  
 可し然れども事若之に反して一旦聖靈の光を得れば千緒  
 爲に開け容易に其眞理を了解するに至る可し然るときは  
 予が握筆の鴻報何ぞ以て之に若かんや諸君請ふ焉を勉め  
 よ

第二編 本義の概別

我ノソヂスト教會にて説教法と立る所の書の其數五十二  
 卷あり之を悉皆譯出する之容易の業にあらざるを以て先  
 づ必要の所を選で可成洩れざる様に抄出すべし尤此所に

其概別を擧ぐるのみにて其細目の將に之を後章に於て  
 説かんとす

(第一) 信仰に因て得たる救済の則聖靈の感化にして外飾  
 を專とする所の不完の宗教及世情の浮氣無感との全く相  
 反するものなり

(第二) 此福音の救済の所謂義とせらるゝとにして之に入  
 るの門の則罪の悔改と信仰なり又其結果を問へば則聖靈  
 に感化せられたる間斷なき善行なり神の子たる者の靈な  
 り聖靈己に入り己と相和して以て神の子たるを証する  
 ものなり

(第三) 仰信に因て救済を得ると云ふ我教理につきて注意すべき三款あり其第一の現世に於て罪惡を離れ清淨完全たるに能はざるに云ふに、あらねども神と同様に再び誤ると能はざる迄に至り得ると云ふが如き危険の説に對して、勉て之を論破せざるべからざると第二の己の弱きが故に失望心の發する弊を防ぎどこまでも信仰を堅固にせざるべからざると第三の假ひ厚き信仰に因て救はれたるも常に教會諸務の如き一切の聖き方法を用ゐて道を勉勵せざる可らざると是なり

(第四) 信仰に因て救済を得ると云ふ教理を講究するに

二律背反論として信仰さへありたらんに、各自言行の不善を問はずと云ふ教理説に陥らざる様注意せざる可らず何となれば吾曹の救済の彼輩の説に反して人の心と言行とを以て悉神聖に至らむるものなればなり然而して贖罪を信じて救はるゝと(心事)と神聖の言行(行為)との當に一致すべきものなるに、今之を分離して教を立つると、此上もなき誤と謂ふべし

(第五) 道に熱心なるの須臾も欠くべからざるとながら亦道も惑溺し或の偏屈も流れ或の狭き心に沈むとあるべからず

(第六) 基督教の完全を教ふる所の教理の宜しく誤謬なく  
 解明保護して之に達するの道を明にすべし  
 (第七) 是を以て吾曹の宜しく固有の罪のと又の生れ變る  
 と等に係る眞理に通曉して洩す處なきに至るべし而して  
 若人ありて心裏の完全を得んとを願望して其味を問はば  
 既得たる實驗を示して勉て其人の爲に深切を盡して様  
 々の妨害を除くとし助勢すべし  
 (第八) 基督信者の常は道德を實行することを心掛くべし  
 (第九) 此世を亘る間の終の大審判に於て判主なる神の前  
 に出る爲は仕度すべき時なることを忘る可らず

(イ) 雅一  
 十七  
 (ロ) 弗二  
 八

第三編 本義の細目  
 本文第一 信仰を因て得たる救は則聖靈の感化よりして外  
 飾を専とする所の不完の宗教又の世上の浮氣無感との  
 全く相反するものなり

解説

(第一) 吾曹世上は生存して自然物を利用して衣食住の快樂  
 を得るの其直接と間接とを問はず皆神の恩賜ならざるの  
 なし世の事既ら然り況や永遠靈魂の救に於ておや夫れ人  
 の齊しく罪人なれば自ら己を救ふ能はず況んや他人をや  
 (第二) 神の慈仁にして先づ萬民の爲に免罪の道を設け後

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| (ホ) 弗二 | (ニ) 可一 | (ハ) 弗五 |
| 一      | 十五     | 十四     |

人心じんしんも亡魂ぼうこんの危険けんけんを悟さとらしめて以もつて人ひとを救すくふ招まねき給たまへり

(い) 人ひとの生なまれ付つの儘ままよての恰あたかも寝いたる者ものの如ごとくに罪惡ざいあくの

中うちに死しる者ものなり固まより己おのれの有様ありさまを知らず危険けんけんを悟さとらず

一ひとて假かりの快夢くわいむに安やすずる者ものなり例たとへば良心りやうしんを亡ぼろしたる

不善ふぜん者もの人心じんしんを改新かいしんする程ほどの實力じつりきなき宗教しゆうきやうを奉ほうずる者もの

又またい欺偽きぎの言行げんかうを生しやうずべき偽教ぎきやう等を信しんじて之これに従したがふ

者ものの則すなはち皆みな罪惡ざいあく中うちに死しする輩ともがらなり

(ろ) 右みぎに舉あぐる所ところの輩ともがらの敢あへて必かならずしも惡あくに死しするものにはあ

らざるが如ごとくに見ゆれども基督キリスト教きやうに據よれば則すなはち然しからず

一ひとて神かみと益遠ますくかる者ものなり其故そのゆゑハ神かみの聖靈せいれい折角せつかく深切しんせつに

來きたりて人ひとに罪つみあるを証しやうするも或あるひハ救すくふの安慰あんゐあるを知ら

しむるも或あるひハ惡煙あくえんの暗所くらところに居おるの危険けんけんを悟さとらしむる

も其深切そのしんせつなる諫言くわんげんを一いつ切用さいようするすして退しりぞくる以上いじやうハ決けつ

して危険けんけんを脱だつせずして罪惡ざいあく中うちに彷徨ほうわうたればなり

(は) 罪惡ざいあく及および之これに染そまりたる人ひとの罰ばつして毫ごも許ゆるす所ところなりと云い

ふ聖語せいごを考かんがへ人ひとの靈命れいめい限りなくして神かみの審判しんはんの時漸ときま

將まさに近ちかよらんとすることを忘わするべからず又また人ひとの靈魂れいこんの

不淨ふじやうなるが故ゆゑに神かみの國くにに容いれられざるを思おもひ醒迷せいめい奮ふん

發はつして之これに容いれらるゝの道みちを求もとめ永遠えいゑんの望のぞみを得うるま

でハ決けつして志こころざしを挫くじくと勿なかれ

(第三) 福音の未曾て説かれざる所に住みて毫末も其教を聞かざる人民にして而も正直を欣慕し己の知り得たる限りの正直を實行して憎らざる者の神恩を蒙て永遠の救を得るとあり之に反して身の福音の説かるゝ所に住みながら然も真心に之を信仰せず左に擧るが如き條款に依て此救を得ると思ふ者の遂又其豫期の望を空くする者なり

(い) 異教者の認て高等の道德とする仁義禮智信の之を以て足れりとする類

(ろ) 現然たる犯罪を愼み公然慈悲を施し困苦を忍びて宗教の方便を用ゐなせりて外に善業を實行し其才力も

智識も共に神の教に不足なきも尙眞の信仰を欠く類

(は) 眞實神に事へんと欲する志の之を懐く者の類是なり

(第四) 真心に基督教を信じて神に事ふる者の更に進て神人一致の基礎を求め聖靈の感化を蒙り以て左の條款を知るに至るべし

(い) 己の罪の汚に陥り之が爲に神の義罰を被るべき負擔あるにも拘りらず救助の望むべきもの一もあらざる

(ろ) 人を以て愛に富みたる神を此上なく慕ひしめ或己の如く人を愛さしめ或己身を捨て社會の公益を計ら

しむるが如き實力ある所の最大高尚なる福音の教の  
須臾も欠くべからざると

(は) 聖なる神の愛心よ適ひ其命令に背馳せざるが如き聖  
き言行を眞心より發して事を實行するの必要なること

(第五) 聖靈の感化に依て以上掲ぐる所の必要を認證して  
知るに至れば亦左の事をも實行するに至るべし

(い) 罪の悔改即之を憎む之の遠ざかり之を犯せしを悲み  
之を懺悔して向後の神の聖意に従順せんと決心して  
神助を祈るに至ると

(ろ) 信仰即(甲)唯此世にのみ神又の道德の司掌者ありと信

するにわらず(乙)眞神の眞理を承諾するに於て惡魔の  
なすが如き限りに止めるにわらず(丙)基督蘇生以前の  
使徒の如き不完の信仰を云ふにわらず次又示すが如  
きものを云ふなり

(は) 基督信者の信仰との音に福音を承諾するのみならず  
基督の生と死と蘇生との大功に依頼して之を以て己  
が贖罪の價額完備するものとす且己が生命の基本と  
なりて全く基督に信任するを云ふなり基督の功に依  
て己が罪を赦され始めて神と復和して其愛を受る様  
なりたるを感知するの則神を置きたる確信にして人

の基督を以て己の智慧又義又聖又贖として依頼するも亦此確信あるに困るなり他語を以て之を言へば眞の信仰てふものの基督の贖罪を信じ彼を以て己が救済となすことなり

(第六)

是に於て始めて救済を得るに至る其救済とい即

(い) 現在の救済即啻に未來の義罰を免るゝのみならず現世に於て直に其救済の味を知り得て漸次に好味を増すと

(ろ) 罪より救はるゝと即神の既往の罪と將來の亡罰とを免すと

(は) 義罰と死との恐懼を免ると

(に) 罪惡の把握より救はれて言行を神聖ならしめ得ると并神に依て心を一變せられて全く神の子となりたる者其志す所自ら常に神意に背馳せず決して故意に犯罪するが如きとのわらざると

(第七)

此救済より直に生ずる結果の左の如し

(い) 神の人心に新しき光即聖靈の光を授け給ふが故に人ハ之に依て以て一切神の賜を明知し得ると  
(ろ) 是に於て平安歡喜神と人との對する愛心心裏の清淨及神の嫌忌し玉ふ事物を一切棄る等の結果を生ずる

と

(第八) 又此救濟は係り各々心裏に記憶して常に前條の結  
果と對照すべき件は左の如し

(い) 斯く信仰に因て得たる救濟の人をして善行に進ま  
むると雖救濟を得る爲に善行を爲さしむるにあらず  
救濟を得たる結果として善事をなすに至るなり又之  
を行ふべき道をも悟るに至るなり

(ろ) 救濟を得るの己が權力と功勞とに因るにあらずして  
單に神恩に因る耳世人は恩人の恩を知る何んぞ無比  
の天恩を悟らざる豈自ら戒めざる可んや

(は) 此救濟の罪と刑罰との赦免を約するものなればも罪  
業勝手たるべきとの免許にあらず如何となれば救濟  
の約束の罪惡を悔改むると之を斷絶するに因て來  
るものなればなり

(ニ) 人をして自己の頼むに足らざるを知らしめ仰て神を  
呼び伏て基督に訴へ依るときは一切の救物を賜はる  
べきとの約束あるを悟らしむるも亦此救濟のなす所  
なり

(ハ) 又基督の贖罪に於て人の貧富貴賤を論せず何人に  
ても齊しく其救濟に與るを得るが故に彼れ是れの神



思にて實に此福音の萬民を安慰せしむるものなり

(第九) 信仰に因て救済を得るとの新約書中實に重大の教  
理よりて新教勢力の基たるの勿論各人の幸福社會の進歩  
政治の改良亦之より發す然而て萬民の之を得べき時の常  
に目前に在り何時もても今の則救済の時なり

(い) 嘗てペンテコステの日お於て教會に聖靈降りたりと  
云ふの使徒のみならず總ての基督信者にも降りたる  
を云ふなり又其他の時に於ても類似の奇事なきよあ  
らず去りどて奇跡の全く當時須要のとにしあれを爾  
後暫時にして罷みたり尙靈氣に關係する所の無形の

奇跡に至ての今盛も行はれて人を感化せしむると各  
自の經驗して知る所なり

(ろ) 無形の奇跡とい一箇人に係る聖靈の作用にして即悔  
改信仰愛心及神の子となりたるを感知すると等是な  
り

(は) 愛心の救はれたる人をして未救はれざる者を助けん  
とする所の熱心を發せしめ百事基督の例に倣はん  
屬せしむるものなり神を愛すれば隨て人を愛する心  
も自ら發するが故に基督を愛する者の彼に贖はれた  
る萬民を愛し廣く世人を救の道に誘導せんことを務め

之が爲に世人救を得る者果して多きに至るを見るなり然りと雖善惡の相容れざるの避難き道理にて惡魔と世の惡質との頻る福音に抵抗して止まず或時の罵詈訾或時の艱難障害を被らしめて大に信徒を苦しむるが故に世の信者の須く之に堪忍びて目的を達すべし人能く之を遂けたらんには社會と其勢力と感動して改良進歩の好結果を得るや期して待つべきなり

(に) 舊約聖書に據れば世の擧て基督に属すべきものなりと云へり又基督の使徒に命じて萬民を我徒弟たらしむべしと曰たまへり然而して布教の間様々の障害

を被りて之が爲に或の一時退歩したるともなきにあらざると雖尙漸次に進歩するの疑ふ可らざる事實なれば終にの萬民相互に愛心を懷き一般に平和を及ぼして神命至る所に行われ人相憎まず猜まず争ひざるまでに至るべきの必然の理なり

(は) 眞の基督教徒たる例の之を一箇人の上にも求むるときに實に屈指に暇あらず之を一家族和合の上にも求むるも豈亦僅々ならんや或教會の最も著き例を現し又或國民と大に改良進歩の實を現せり然りと雖も眞の基督教國と稱すべきもの生民ありてより以來未だ

上に成立したるとなり嗚呼國と稱するに至て其例なきの慨歎の至ならずや世人須らく相勤むべし醒迷奮發早く神の國を世に來らせ滿天滿地赫々の光榮を見るに至らば欣喜幸福豈少小ならんや

本文第二 此福音の救の所謂義とせらるることにして之よ

入るの門の則罪の悔改と信仰なり又其結果を問へば則聖靈に感化せられたる間斷なき善行なり神の子たる者の靈なり聖靈已に入り己と相和して以て神の子たることを証するものなり

解説

(第一) 神に義とせらるるも正直と認めらるるも孰れも人の行為の功にあらず單に各自の信仰に因るなり

(い) 義とせらるると云ふ教理の由て起る根本の何ぞや人の神も像て神聖及自由に造れたるが故に全く神意も従ふべきものなり而して其法律の神を敬愛すると他の定命とよ過ぎざれども苟人に自由の存する上の其法律に従ふと従わざるとい各自の選む所に任せられたるなり故に選て法律に従わざる者の神意を離れて賤劣の罪人と化し以て世に罪民を生ずるの原因となれり然るに仁神の罪に惑溺せる人民を愛して

將來不幸の結果を示し神へ歸るべき道を教へ諸人の罪を贖めん爲に基督を此世に降し賜へり此に於て罪を悔改め基督を信して惡を離れ再神に歸る者よの神の基督贖罪の功にめで、赦免を與へんとを約し給へり

(ろ) 義とせらるゝどの如何なる意ぞ

義とせらるゝどの人を罪人ならずと云ふ意よあらず又破法の訴を退けて納れずとの謂よもあらず神にて至當の義罰を止むる所以のもの、欺かれたるが故よあらず衰弱おして事を投遣に過すが爲にもあらず

全く仁愛の救恤に外ならざるなり故に聖書に於て義とせらるゝどあるとき其語意を罪の赦免と稱して至當なり即父なる神の己の獨子(基督)の血を以て挽回の祭物となり已往の罪を免して己の義を彰はすと是なり且此所又義とせらるゝと云ふの基督信徒徳行の端緒にして此より次第に無量の聖言行を發するの謂なるが故に世の終の大審判に於て義とせらるゝとど混同して視るべからず終末に於て義とせらるゝどの最早卒業の秋なれば既に救はれたる人々の各自の所業に應じて適當の賞與を受るを云ふなり

(は)然らば何人を果して義とせらるゝや

已に信仰なきが故に自ら奮發改良したる者にあらず  
神聖なる者にあらず反て罪惡に染て汚穢に沈み將に  
罪せられて亡びんとする者なり又未義とせられざる  
以前に在て行へる所の善事の己が救ひるゝ爲の功と  
なる能はざるの勿論のとなれども決して罪の中に算  
ふべきあらず何となれば人の善事を行ふの既に救  
を得たる上の正結果なればなり

(に)人の何に因て義とせらるゝや

聖書に明なるが如く信仰に因るのこ此信仰の神基督

に在て世と神と和らがしめ其罪を世に負いせ給ひさ  
るを篤と承認するのみならず基督の一箇人たる我を  
愛し我の爲に其身を擲て死し玉へることを各自よ信す  
べきの意なり是眞に緊要の條款にして此信仰なくば  
天下一人だも義とせらるゝとなし又之を捨て、他に  
義とせらるべき道あるとなし既に今日まで義とせら  
れたる者の皆基督の福音を聞きたる後此信仰を實行  
したる時より直に其榮譽を蒙りたる者なり誠し神の  
聰明なる善く此道を設立して人の神を離れて自己に  
頼るの虚傲を挫き以て靜に其目的を成し給へり

(ほ) 人若法律を守る時の義とせらるゝや

世の罪ある人の皆能はず假ひ法律を守て自ら義たらんとを試むる者あるも到底其目的を成す能はざるの必然なり唯信仰に因て之を願ふ者のみ能く其意を達す是れ何等の故を以て然るやと問ふに(甲)法律を守て義とせらるゝ者との一點の罪をも犯さざる者のみに限るの謂にして古アダムに與へられ人の一般に之を汚さざらんを要せられたるものなるに世に斯る神聖の人あるべき様もあらざればなり人若全く之を守て神に従ひ一點の罪をも犯さざりしならば則義と

せられて神前に出づると能はざるにもあらざるべし(乙)信仰に因て義とせらるゝとの元と犯罪者の爲に定められたる道なれば木に縁て魚を求むるが如き無理の要求にあらず獨無究の救助者を信仰して直に望を達するを云ふなり人の宜く各自の知識に問ふべし知識必各自の罪を証すべければ當り謙遜隨命して以て神に親近すべし何ぞ充分に其教理を識り善事を積み自ら功業を立つるを俟て而後に神に歸るをせんや今日瞬間を争てありの儘直に福音を信じて神に歸るべきなり

七(カ)路十  
廿一、廿四  
十、廿七、十四

(第二) 所謂義とせらるゝとの唯外飾の意にわらず永遠神の國に属すべき心意行狀を讓生するの根本なり

(イ) 儀式拜敬等の外飾及善行の時と所とに由て要用なれども此の如きの所謂義とせらるゝとにわらず

(ろ) 神を愛し人を愛し義を愛する三愛心を兼備し幸福の

感覺心に充滿し聖靈の我罪の赦免を証示し心裏平温

にして欣喜自ら生ずると即ち之を義とせらるゝと云

へるなり聖書に記して神の人心に王たりとわれハ心

裏に神の王國を得るの謂なり

(第三) 義とせらるゝが爲の信仰の悔改の心あるにわらず

れば決して得ると能はず悔改との則我罪の性質を自認し内部の腐敗悪情の誘惑身の罪業等を感じ醒て己が永遠の亡に陥りたるを悟り既往の自贖すべからざると來者の自ら保し難きを思ひ我罪を哀て以て神に頼らんとするの念を生ずるとなり故に全く此悔改を實行したる者にして茲に始て義の信仰を得たりと謂ふべし

(第四) 救はれたる者の基督に在りとの聖書の語なり蓋心の變化を云ふなり人若舊惡を脱して新にせられたるを証表せんとならば靈氣に起る所の結果を言行に發せずんばある可らず其証表とい即

(イ) 甲神を間斷なく信仰し、乙惡行を止め、丙肉体を十字架  
 又針打情慾を禁じ、區々たる肉慾に溺れず、丁聖靈と神  
 の言の示す所に従ひ、靈氣上の目的を定て、以て歲月を  
 亘り、戊以て聖靈の感動を行爲に現し、すとなり

(ろ) 既に一新したる者の罪せらるゝとなし、甲既往の罪の  
 罰せられず、何となれば、其の神の全く赦免する所に、  
 て犯者の心已に清淨なればなり、乙現在に於ても罪せ  
 られず、何となれば、神助に依て、常々罪を犯さざればな  
 り、丙心裏の罪の爲にも罪せられず、何となれば、假ひ心  
 裏に罪惡の種子の殘餘あるとも、之に誘はれて再び犯

罪するに至らざればなり、戊誤解、缺乏其他、凡百の事物  
 に關し、人として、據るなき不足あるが爲にも、罪せられ  
 ず、行爲を云ふ、何となれば、基督と一致する間、其仲保  
 り、依て此等の不足を補はるればなり、己人の誤て、圖ら  
 ずも罪を犯して、罪せらるゝとあり、然れども、其誤を悟  
 て、之を悔改め、基督に頼て、赦免を祈る時、其聽かるべし

第五 以上掲ぐるが如く、誰人も皆基督に頼て、救を得ると  
 なるの假令如何なる微弱の犯罪者と雖、救を得るゝ勵む所  
 あり、又如何に立派なる人にて、も罪を犯して、身魂を亡ぼす  
 との危険ありて、神の人を奨勵、警戒するの實に厚きを知る



又足るべし管に是のみならず心裏に深く潜伏する所の罪  
 悪も之を退治せんと欲すれば則神助に依て之を除去する  
 とを得て人の貧富貴賤強弱老幼を問はず罪惡の多少を論  
 せず皆天國の望を得て信仰を害せざるが故又一にの極り  
 なき安慰にして一にの欠く可らざる警戒なりと謂ふべし  
 (第六) 基督に在る所の人の情形(譯者曰ステートは專を知  
 心情を指す語ならん)  
 らんにの宜く先づ一般諸人の異なる情形を知るべし今天  
 下諸人の情形に三種の別あり(其一)生れ付の儘なる人(其二)  
 法律の下に在る人(其三)神恩の下に在る人是なり  
 (い) 生れ付の儘なる人との無智にして宛眠りたるが如く

神魂の自由と欣喜との只之を想像に思ふまでのとに  
 して好て罪の奴隸と安ずる者なり  
 (ろ) 法律の下に在る人との宛目醒たる者の如く神の法律  
 を識り我罪を悟りて心に樂まず罪惡に抵抗を試むる  
 も勢力に乏しくして失望する者なり聖書に記して我  
 自らの心に於ての神の法に服ひ肉にての罪の法も從  
 ふとあるの則此の謂ひなり  
 (は) 神恩の下に在る者との則基督に在る者のとよて神の  
 子たる靈を受け神の愛に感じて罪を免され以て義の  
 僕となりたる者なり

詳 解

生れ付の儘なる人の神を懼れず愛せずして罪を好み  
 毫も悪と争闘せず常に其奴隸となりて亦怪まらず到底  
 此儘にて罪の中に惑溺する者なり又法律の下に在  
 る人の神を懼るゝと雖愛するとなく亡界の光を以て  
 平安に換へ罪惡の俘囚となりて歳月を費し屢之に抵  
 抗するも遂に勝つゝと能はず餘義なく罪に従ふ者なり  
 又神恩の下にある人の神を愛し天國の喜ばしき光を  
 以て亡界の憂愁に換へ神子たる自由と眞正の平和と  
 を得て罪惡を進撃し常に勝て之を征服する者なり即

第 七

之を基督に在る者の情形となす

人若基督に依て神の仁惠を受け神と和合するに於  
 ての必聖靈より二様の証據を受くべし此の証據の事  
 を主張する者の則我メソヂスト教理の特別條款を守  
 る者なり試に視よ凡そ人への誤認とて感覺を誤ると  
 あり其一の内部の感覺のみも依て毫も外部の成跡を  
 顧みざるが故なり又其二の外部の事物のみに依て毫  
 も内部なる心裏に神の働作あるを思ひざるが故なり  
 而して其後者の屢々無益の虚禮も流るゝとあり此二  
 様の誤を避けんに聖靈の二様なる証據を説く所の

に証示するとなり(甲)神靈の証據の外に外部に觸れ耳に聞きたる言語を以て知らしめらるゝに非ず或は常に内部に聞きたる言聲(夢中)又聞く聲の如きを云ふによりて悟らしめらるゝにあらず又聖書の或章句を讀て之に感動するを以て常とするもあらず唯神靈直接に人心に入り前に云へるが如き復和の満足なる感動を生ずるものなり(乙)此直接感動を信するの信仰の聖書の眞理と並立て毫も變動せざるものなり何となれば明に聖書に教へられて更に疑ひなき所なければなり又之を己が良心の自然力に照して考ふるも一様に疑

教理こそ甚緊要なれ即  
 (い) 聖靈の直接なる証據として吾等の神子たるを神靈自ら我心に知らせると其一なり  
 又聖靈の間接なる証據として己が心裏及行爲に神靈の感動するを自認するとなり自ら心付となり  
 詳解  
 (い) 聖靈の直接の証據とい各自の靈魂は神靈の感動する  
 とにて吾の神の子なり基督は吾を愛して吾が爲に身命を擲ち以て吾が一切の罪惡を除き我の如き罪者と雖神と復和するを得せしめたりと直接に各自の心

(ノ) 羅八 十五  
(オ) 加四  
(ク) 約壹 三、二  
五十四全

ふべき所あるな一尙此直感の自然力も起因するに  
ならずして全く自然以上なる神の恵與一給へる所の感  
動なり(丙)此直感の証據の(一)聖書に明に教へられたり  
即爾曹が受けし靈の奴たる者の如く復び懼を懐く靈  
に非ず「アバ父」とよぶ子たる者の靈なり聖靈自ら我儕  
の靈と偕に我儕が神の子たるを證す且爾曹既に子た  
るを得しが故に神其子の靈を爾曹の心も遣り「アバ  
父」と呼ばしむ(二)此直感の甚要用なり即神親しく吾曹  
を愛し給ふとを知るにわらずば眞に神を愛する能  
はず亦神の聖靈の証據を受くるにわらずば之を知ると

(ヤ) 加二 廿

(マ) 羅十 七、四、十

能はず然れども其直感の証示を受けて之を知るときに  
聖書に所謂我既に生けるに非ず基督我に在て生るなり  
と云ふ言を始めて憚らずに發するを得るに至るべし  
(三)神の子たる信者の經驗によりて直感の証を得ると  
即聖書に確定したるが如く聖靈に由る歡樂と平和と  
を受け直接の証據を間接の証據と一致せしめて疑  
の發念を豫防するとなり  
(ろ) 間接の証據の人靈自ら証據を悟るとにて即直接の証  
據の結果なり故に假ひ間接の証據を得たればとて其  
原因たる直接の証據を蔑視すべきにわらず殊に間接

の証據の前章に云へるが如く神の子たる表號を自認  
 するに於て若己の良心に問ふに果して其表號ありと  
 答へなば則之を稱して自ら証據すると云ふは過ぎざ  
 るなり(甲)直接間接二様の証據を合するときの充分の  
 ものなれども若其一を欠くときは則不完不滿の証據  
 たらざるを得ず

(第八) 二者相合したる証據の生れ付の儘の心を以て充分  
 なりと信ずると及悪魔の爲み欺かれて自ら許して我既に  
 足れりと高ぶると等より分離して自立するを得るや(一)然  
 り自立するを得るなり真正なる結合証に依るときは自ら

罪あるとを知り而して悔改の心を發すべけれども欺偽の  
 証據に従ふとき反て獨免許の惡弊を生ずるなり(二)眞証  
 に従ふとき心の變して謙遜心を生じ偽証に従ふときは  
 傲慢心を發す眞理の神聖の結果を生じ欺偽の罪を恣にす  
 (三)良心に正直なれば直正の証據亦自ら明々たるべし  
 (第九) 善良心及其証據と云ふ語を尙と解釋するや  
 答

(イ) 良心の唯己の感情を知るのみならず專其正不正を悟  
 るものなり且常に靈魂の中に活動するものにして正  
 當の教育を加ふるときは益良然に發達し若其教育を

欠き罪に放棄せば益勢力を失ふものなり然らば良心  
てふもの固より各自の心を照す所の光に相違な  
ければも若之に加ふるに神の言を以てせば其發達實  
に大なるが故に必神言を以て之を教育せずんばある  
可らず

(ろ) 善良心の第一神の言を正當に理解し(第二)性質及言行  
なる内外の知識を有して己を知り(第三)以上の知識を  
以て何事も一身を擧て神の意に背かず(第四)自ら己  
の心意と言行と共に神の意に背馳せざるに至りいと  
を認知するものなり

(は) 使徒パウロの哥林多後書第一章十二節に於て善良心  
のたとを説て「世に在て行ひと云へるの心意言行なる内  
外を指すの意又「丹心」といふ正しき志の意又「眞實」とい  
志すを順道に執行するの意なり是れを生れ付の儘  
なる自然の徳義にあらず基督を信仰するに因て心裏  
になされたる聖靈の結果なり

(に) 以上掲ぐるが如き成果を得て而後に生ずる所の歡喜  
の(第一)生れ付の儘の歡喜にも五情の發揚もあらず  
(第二)良心眠りて罪を恣にするの歡喜にあらず(第三)良  
心の醒ても感せず視ても見へずして罪を樂むが如き

歡喜にもわらず(第四)反て神を敬愛して従順に事ふる所の眞實の歡喜なり己の心意と行爲との正に神意に適へることを悟る所の歡喜なり

本文第三 信仰に因て救済を得ると云ふ我教理につきて法意すべき三款あり其第一の現世に於て罪惡を離れ清淨完全たると能はざると云ふにわらねども神と同様に再び誤ると能はざる迄に至り得ると云ふが如き危険の説に對しての勉ても之を論破せざるべからざると第二の己れの弱さが故に失望心の發する弊を防ぎてまでも信仰を堅固にせざるべからざると第三の假ひ信仰

に因て救はれたるも常に教會諸務の如き一切の聖き方法を用ゐて道を勉勵せざる可らざるとなり

解説

(第一) 信仰に因て救はれたる時の基督に依て心を一新したるなり然る上の其心裏に於て厘毛の罪も残らざるや曰く然らず厘毛の罪だも残らずとの云ふ能はざるなり或人の信仰能く一切の罪を洗除して残さずと云ふ説を主張するも雖略教理に通じたる輩中に此説を信する者百中の一も止まるのみ

(い) 眞正の信徒との心既も改まり義とせられ神の國の族

籍中又算へられ且聖靈の感化を受けて遂に心身全く一變して制惡の力を得以て最大の榮譽に居る者なり

(ろ)右の如く云へばとて罪の殘種までも悉く取去られたりとの意にわらず其証として左に聖書を引用す諸君宜く之につひて観るべし

引証

(甲)加拉太書五十七其の肉の慾は靈に逆ひ靈の慾の肉に逆ひ此二者互に相敵る是故に爾曹好む所の事を成すを得哥林多前一二に書を哥林多に在る神の教會即

基督耶穌に在て潔められ召されて聖徒となれる者と記さるゝと雖是れ罪の殘種なきまでに至るを云ふにわらず全書三、一二三節に靈に属ける者に語るが如くする能はず惟肉に属ける者の如く亦基督は居る赤子に語る如くせり我爾曹に乳を哺まゝめて堅き物を與へざりき爾曹食ふと能はざればなり今ま尙能はず蓋し爾曹尙肉に属ける者なればなり云々と記さるゝを觀れば信者初步の有様更に明瞭なりとす約翰黙示録二、二より四までに我爾の行爲と勞苦と忍耐と爾が惡人を容る能はざると爾が驀よ夫の自ら使徒なり



と稱へて實と使徒にあらざる者を試みて其妄言を見  
 露の事と爾が忍耐する事と我が名の爲に患難を  
 忍びて倦ざりしことを知る然れども我爾に責むべ  
 き事あり爾初時の愛に離れたり全書全章十三我知る  
 爾が住所の即「サタン」の座位にある所なり爾の固く我  
 名を保ち嘗て我忠信の證人アンテパス爾曹の中「サタ  
 ン」の住所にて殺されし時にも爾我道を棄てざりし然  
 れども我爾に數件の責むべきとあり全書全章十六爾  
 悔改めよ云々「全書三二爾目を醒し幾んど死なんどす  
 る殘情を堅くせよ我爾の行爲の吾神の前に全きを見

(第二)

ざる也又哥林多後書七一參觀せよ  
 以上擧ぐる所の黙示録の教會に於て一方に賞讃すべ  
 き神の徳義あれバ亦一方に多少不良の混ざるありて  
 惜哉神靈と云ふ能わざるを説くものなり  
 (乙) 基督信者の經驗よりするも信者の心中とて拒絶す  
 べき怨あるが故に常に之に抗抵せずんばある可らず  
 (丙) 基督教會の各派に於て皆一様の教を説き來ると既  
 に數年に及びたれば其説の一致したる所を以て觀る  
 も心裏に多少の殘罪あるの明瞭なるべし  
 既に義とせられたる者と雖氷炭相容れざるが如き

反對の性質を有す即生れ付の儘なる固有罪と新に惠與せられたる心是なり故に基督に在る所の赤子の多少聖なるに相違なければども未充分といふ能はず即パウロの云へる「靈に在るとも何程か肉に屬ける者なり故に守護者を離れて罪の誘惑に陥らんとするの危険常に目前に在り人皆之に注意せずんばある可らず

(第三) 基督信徒にして殘餘の罪を取除けんに適當の悔改と信仰なかるべからず尤此所又謂ふ悔改の未信者の始めて教に入るときは悔改にあらざ始めて教に入るときは惡魔の制御を辭して神の所在に至るに過ぎざれども既信

者の悔改の假令改心以來更に罪の積重ねずと雖固有なる殘餘の罪の存するを以て之を自認して己の有様の如何を知るに至るなり尙既信者にもせよ薄弱の徒ならんに實地罪惑に遭遇して己の微力たるを經驗上又知るにあらざれば己を知るの知識を得ると能はざるものとす

(い) 罪の吾身に殘るを自認する事即(甲)凡そ人心に傲慢自慾情慾貪慾等の罪惡あり故に人の假ひ信者たるも吾身を三省して此等の罪の存在するを確認せば自然羅馬書七章又記されたる所に至るや必せりと覺悟するの取て驚くべきに非ざると(乙)言行に憐恤なく不用

の談話無益の評判をなし志心攪亂して我の既も善極に達したりなぞ精神も傲慢を發するを自認すると(丙)當に行ふべきことを行ひざるを悟り(丁)當に懐くべき性質に缺けあるを知ると

(ろ)以上陳るが如くんば真神の怒を招き其義罰を蒙るの至當なるを知る既に義罰の至當なるを知る豈基督の贖罪功に依頼するにあらずんば之を免るゝ能ひざるを悟らざらんや

(は)人の自力を以て己の罪を清洗して残すなきの決して能ひざるを知ると是なり

(第四) 基督信徒の前條の悔改自認をなすと同時に亦信仰をも進めずんばある可らず其信仰との即

(い)既に自認したる己が靈魂の不完を補ひ且何事にも自力の足らざる所を能く補助し又殘餘の罪をも洗除する爲に常に餘りある力を備へて人類を憐恤し給へる所の基督耶穌を厚く信仰すると

(ろ)基督の慈仁なる頼まれて餘義なく人を救ひ給とにあらで常に人の缺乏する所を充んものと眞に此救濟を喜び好んで在すを信すると

(は)基督の救助力の常に己に活動するを知る爲に身魂

を獻げて間斷なく彼を信仰すると

(第五) 唯に義とせらるゝとに安んずる勿れ若之に安んずるときは復退歩して衰亡し傾向する懼れあり宜く進て基督の功に益堅く信任すべし且之に因て日常の言行を改良するに於ては必基督に大權力ありて己を救ふに足り且大能力ありて己の不完を補充するに充分なるを知るに至るや疑ふ可らず實に基督の宗教の人の病痼を治し人の言行を正ふして心底の如何までを吟味するものなり

(第六) 人の靈命を養成せんが爲に神恩を受くべき方法を要するの猶身体を養育せんが爲に食物を要するが如し然

るに或人の虚空の禮式に流るゝの弊あらんとを懼れて此正しき方法をも輕蔑して顧みず斯る人の自ら危険の靈命に陥る者なり

(い) 神恩を蒙らんが爲に要用の方法との祈禱聖書の講究、聖晚餐式是なり皆此等の人を以て信仰厚く神に接近せしむるの媒介として必要なれども直ちに之を以て宗教全部と見做す可らず抑宗教なるものの靈命の活物なるを以て聖靈なくんば更に效なく又贖罪の功績なくんば人の之を汚すを得るものなり

(ろ) 之を神意に訴ふるも神の言の神恩を受けんと欲する

者に命じて其方法を用ゐるゝむるを發見す即其方法の第一証として馬太七七より十一まで路加十一五より十三まで全十八一より五まで馬太六六雅各一五全四二第二の聖書講究の要証約翰五三十九使徒行七十一より十二まで提摩太後三十五より十七彼得後一十九第三の晚餐式の必要哥林多前十一二十三以下全十十六

(は) 是れの人爲の功業に頼て救われんとを望むゝあらず一切基督に依頼して以て神に接近せんを願ふなり去らば神命に従て受恩の方法を用ふるの勿論のことに

て宜く先づ人の心服すべき言語を用ゐて祈禱をなして而して晚餐式を行ふべし決して此順序を亂すべからず總して吾曹の方法を用ふるの神に接近せんが爲の導具にして決して之を以て信任の目的となすゝあらず讀者請ふ此點を忘るゝ勿れ

本文第四 信仰に因て救済を得ると云ふ教理を講究するよの二律背反論として良法に背かんとする説に陥らざる様注意せざるべからず何となれば吾曹の救済の彼輩の説に反して人の心と言行とを以て悉く神聖に至らゝむるものなればなり然而て贖罪を信じて救はる

ト(心事)と神聖の言行(行為)との當に一致すべきものなるが故に必之を分離すべからず

解説

(第一) 聖書に示されたる宗教の本質の聖靈の感化を蒙るよあられざれば決して了解すること能はざるものにて所謂心の割禮是なり

(い) 心の割禮との靈魂の情形を正ふするの意にして外部の言行を云ふにあらず

(ろ) 更に其情形を説明すれば聖き心志と謂て可なり其特質を擧ぐれば(甲)謙遜即獨力を以て義たると能はざる

を悟りて屈服するが故に淨世の榮譽の虚空にして神典の榮譽の實益あるを知るとなり(乙)信仰即神の榮光を現はすべしとて己の神に召されたるを悟り神の權力能く罪を死したる靈魂を復活せしむるを悟り聖書の事譯と基督の贖罪功とを信し且聖靈に感化せられて心裏に基督を得罪の軛を脱し心望を喚起し安慰を覺り以て靈魂の深底までも清淨なるを得る所の信仰なり(丙)愛心則神を愛するの愛心にして此愛の人々相互の當然なる愛及神の賜を欣慕するの愛と異なることなり神を以て欣喜情願の此上なき目的となし

其目的に遠く離るゝ物にの愛を及ばすと隨て薄く近き物にの亦隨て厚さを加ふる所の愛心なり

(第二) 人の何に據て自ら斯る情形を得たることを知り得るやと問ふに左の如く自問するの之を知るの道なり即聖書に所謂新生の表號を有するや否を己に尋ねるとなり

(い) 人の性質の皆汚れたれば必神に頼らずんば救われざることを悟りたる乎

(ろ) 之を悟りたれば又其上に加拉太三、二十六約翰一、二十三第一約翰五、一等に記載したる所の信仰をも有つ乎此所に云へる信仰の實に才智上の信仰(知識)のみならず

心裏に於て新に神に造られたるものにして罪惡に打勝つべき勢力をも備へたる信仰を云ふなり(羅馬六章第一約翰三、一以下)又心裏に平安を生ずる所の信仰を云ふ(羅馬五、一約翰十四、二十七全十六、三十三)

(は) 己の神に眞實の望を属するや(彼得前一、三)望との聖靈と我靈と合同したる証據より生じたるものにて疑念なき望を云ふ(希伯來六、十一羅馬八、十五、十六、十七)又信徒欣喜の源たる望なり(羅馬五、二彼得前一、五)

(に) 己に愛心あるや(羅馬五、五)愛心どの先づ神を愛し而て人を愛し遂に日常の言行に迄及す所の愛心なり(第一

約翰四章以上列擧したる四つの表號を有つに於て、則眞に神の子たる者と自認して可なり

(第三) 右に擧げたる神の賜即特權と勢力との價を定んと

するも貴きに過ぎて計り難し

(い) 人の義とせらるゝ時の神に對する關係實に正しければ

乃基督に賴て一切の罪惡を消除せられたる者なり

(ろ) 新生に依て罪の權勢玆に挫け靈魂新に一變す

(は) 罪を犯すと能はず(約壹三九)罪を犯す能はずと云ふ語

の何の意なるや(甲)罪の故意は法律を破るの謂にして力乏しき者の圖らずも法に觸るゝとを云ふにわらず

眞實の信仰と愛の祈禱とを專にする者の決して故意に罪を犯すとなく假し此輩にして若誤て犯罪するとあるも其の生活の常慣にわらず身體微弱なるが爲に不意に惡敵の來襲し會ひ之を思考するに遠なく愕然の餘りに其氣もなく不圖誘惑に陥りたるか或は信仰衰へて偶神を忘れ一時己を頼む心を生じたる時かの二様に限るべし第一約翰五十八に記せるが如く人若自ら守る時の絶て罪に陥るとなかるべきに去りあらで反て自棄するとの悲哉是を以て世に屢罪に陥る者ある所以のもの他なく皆自ら守らざるの不注意な



るが故にして先づ其不注意に始まりて心に罪を欲するの念を發し次て言行上にも犯罪を露出するに至る而て此三段の犯罪の其初段を踏初むる時の心情を査察するに何時も信仰を失するを常とす

(第四)

斯の如き高尙の心情の人をして徳義を治めしめ行爲を神聖にせしめ基督の教と活動力とを心に經驗せしむるものなり而て其實驗倫理の詳細の山上の説教に於て美妙に示されたり他の教會にての神の十誡を以て倫理の基礎とすれども我メソヂスト教會にての山上の説教を以て其根據となす

(い)

基督の立法者にして申さば肉に現れたる無限の知識なり又完全の神意と主基督に見ゆる爲に必要なる聖き性質との教授者なり其教理の博愛と權威とを具備して廣く萬民に貫通す今其著きものを擧ぐれば山上の説教にして其中に三大項あり其意は即(甲)真正の宗教の正しき心の情形を根據として外面の虚飾に流れざる様に注意するものなり(馬太五章)乙(志向を正ふするが故に其言行も亦自ら正しく世俗の情願に心を奪われざるの勿論生活上の須要品にも心を煩はすが如き患なからしむるものなり(馬太六)丙)宗教の妨礙に

對しての警戒して怠らず且世人を獎勵して宗教を實行せしむるものなり(馬太七)

甲號詳解

真正の宗教中に包含するものを擧ぐれば左の如し(馬太五)

- (一) 心の貧きもの即己の罪を認め自ら義たる能はざるを悟り己を頼まず謙遜を専として將來限りなき天國の約束を得る者
- (二) 罪を哀みて神を慕ふ者
- (三) 柔和なる者即裂き情慾を制へ謙遜して神の指揮

に従ふ者

- (四) 饑渴の如く義を慕ふ者即外に正直信義を飾らず眞心に之を慕ふて實行を旨とする者
- (五) 矜恤ある者即哥林多前書十三章に記載の如き愛心を兼備する者
- (六) 心の清き者即十誡中第三條及第七條の兩條に涉りて心裏の罪を知る者
- (七) 平和を求むる者即心に普及不偏の愛を懷き敵たりとも愛を加へて其苦を救ふ所の基督に倣ふ者
- (八) 義しきことの爲に責らるる時堪忍する者即敵を愛

して其敵人の幸福を神に祈る者にして是眞の基督信徒たる者の情形なり神聖の美の常に其色を變せず天父の完全なるに似て(度量の等しきを云ふにわらず)亦全きを得べき者

(九) 基督教の光榮を内蔵する宗教にわらず明光赫々内より外に及び益輝て減ずるとなり即僅々一個人一社會に專有し又の隠遁せしむるべき教ならず廣く一般の社會萬民に適用すべき宗教にして其目的とする所の生ける神なると

(十) 洩れなく十誠を守るべし假ひ些少の一點だも之を

破るときは則心裏の天國を亡滅するに至るべし然れども單に心裏の聖きを要するにあらず之を外に表して内外共に神聖を得て始て眞正の宗教たるべきと  
(乙) 號詳解

志向を正ふするが故に云々の言行を徳義に適しむるの意にして基督教の左の如く之を説き玉へり(馬太六章)

(い) 人よ譽られんが爲め慈善の行をなす其功勞全く空

(ろ) 祈禱其他宗教上當に行ふべき事柄の一切基督教の例に

傲ふべし就中斷食の基督會て棄つべからざる由を教へ玉ひしが尙深く思慮を繞らざるを要す第一に其性質第二其譯柄第三其實施法等輕忽に看過す可らざるなり

(は) 日常の言行の靈魂の眼なり眼潔白なれば光明を發し汚濁なれば黑暗甚し又左右の眼に異狀の影を寫す能はず斯の如く日常の言行の二様の志向を守り難し志向潔白なるべきの地上に在て寶を貯蓄するに能はざるべし但し日常の家計を營まんが爲に至當の品物を欠くべしとの意は非ず要するに富貴の爲に正直の志

を曲げ財貨を此上もなき生涯の目的となり身の富貴を誇り意氣揚々尙且厭かず更に慾を恣にして己の榮譽を増加せんとを企望して止まざる者の皆潔白志向の許容するものにわらずと云ふとなり一個の身体を以て二主の家に仕ふる能はず潔白の志向と法外の慾望との亦兩立すべきにわらず何となれば潔白志向の目的の利己主義ならずして慈善の根原たる神の國と其義なればなり

(丙號詳解)

宗教の妨礙に對し云々(馬太七章)

(い) 人を咎むる事勿れ公私其人を罵詈一又邪察の想像を  
 繞らして不當な人を評する勿れ豕に眞珠を投ずる勿  
 れ尙汚れたる者の爲に信仰厚き祈禱をなすの慈善の  
 志にして凡て人に爲られんと欲する事の爾亦人にも  
 其如くせよと云ふ金言の人の宜く遵奉すべき教令な  
 りとす

(ろ) 濶き道路の歩み易きが故に深く思慮を繞らさずして  
 之に入る者多し沈淪に至る路の濶く其門の大なり生  
 命の道の狭く且聖なり獨信トて勉勵惰らざる者のみ  
 能く之に入る

(は) 人を教導する者の唯己の靈魂のみならず人の靈魂上  
 にも責任を負ふ者なり故に愛心と眞理とを以て表を  
 飾り其中に何程乎利益を含有する所の偽教の幾分の利  
 益あるが爲に却て人の惑ふ所となり現世に於て人の  
 の心情言行を亂し來世に於て人の靈魂を永遠に害  
 ふものなり

(第五) 實行倫理の組織に付ての曾てウエスレー氏も論じ  
 たるが今亦二三の説くべきものなり哲學倫理の單に人の  
 道徳心を根據として説起せむツエスレー氏の倫理の哲  
 學にわらず神の宗教上の道徳心を根據とするものなり以

上古の哲學に係る改革の前に於て更に二派の倫理あり一は專外部の形容を徳義となし一は内部の事柄を徳義となすものにして共に當時宗教の本質を組織せしものなり以上舊教に係る又改革の時に當ての信仰の宗教の根據となり倫理の下りて其末席に列せられたり即人の神の完全なる法律を全く守るべき筈なるが故に之を勉むべしと教ふる道にして一旦生れ變りたる者其事の必成らざるを知るにも拘らず強て之を遂げんとを試むる所の無理の倫理なり故に其倫理より云ふとき此説の世の試みの規則と魂の救の約束とに關係せざるものなり以上「ピユリタン派」に

係る此「ピユリタン」倫理を分て三條となす其一は神の無缺なる到底人の遵奉する能はざる程の法律あると其二は人の微弱にして罪惡多き悉く神の法律を守るに足らざると其三は基督の贖罪功の榮光を顯はすとして説の根據とする所の十誡中の八倫に在り  
 ウエスレー氏の時の古代の哲學と羅馬教の外飾と「ピユリタン」宗の無理を遂んとする企圖と各并立して互に競争の姿を呈したる時なり氏の教の三種の教との異なりて哲學倫理と羅馬教の行爲と「ピユリタン」宗の説とを合一折衷して以て一新倫理を構造し乃曲を直くして新約に載す

る所の基督の倫理組織を照々たらしめたるなり氏の倫理の神を敬して此上なき威權の君とすれども専制の束縛者たらしむるにあらず神の性質をして完備の原因となり神の榮光をして人の此上なき目的となり基督の愛をして人の此上なき勢力たらしむるものにして其全き結果ハ基督の如き無缺な達したる人を實驗上に見るを得ることとす

モーゼの時於てハ十誡を根據として倫理を立てたれどもツエスレリ氏の基督山上の説教を以て倫理の根據とせり左に其要約を擧ぐ

(一) 靈と肉と生命に關係する事

(二) 志向の根據より外部の行爲を論ずるを以て至當とするが故に其行爲の性質を定むるハ志向より論せざる可らず仍て志向ハ内外の性質を連続する所の輪に似たりと教ふる事

(三) 此を言ふ勿れ彼を爲す勿れなど云へる弱き命令にあらず此を語る可し彼を行ふべしとて細少の事物に至るまでも神聖なるべき實地の道德を命ずる事

(四) 人の解し易からんが爲に容易の一例を示して教ふるハ敢て必しも其例に取たる一事物に限るの主義ありあらず推て一般の事物に及ばすの主義なること

(五) 萬民の賞罰を定むる所の至大なる威權に對しての心

之を好まずとも據なく守らねばならぬ所の難くる

き法律をバ衷心好んで容易く之を守り得る様も人の

神に負へる責任法と心裏の愛好法とを一致したり即

基督教の愛好を專とする所の試の法律を立て始祖ア

ダムの愛けたる責任を專とする所の試の法律に代へ

たるものなり

以上擧ぐる所の五條のウエスレー氏の神學の勿論主

基督の教理にも貫通して相背かず就中終末の第五款

の古來ウエスレー氏の如くに主の教理を解明したる

者一人もあらざるなり

氏の神學の争ふ可らず疑ふ可らざる程明白に人の自

由責任を教示し又愛に行らく所の信仰より基督教の

道徳を發達せしめて毫も福音の道に背馳せざるもの

なり

(第六) 此を以て考ふるどきの基督教徒の遵奉する所の法

律の一致して亂れず緊要にして欠く可らず廣大にして實

價を備へ毫も政事干渉せずモーゼの法律とも同じから

ずして純然たる道徳の新法たることを明知すべし

(い) 此法律の始めの人心の組織及靈氣質など、同時に起



り神の手指を以て人の靈氣に記録したるものなり  
 (ろ) 又其性質の神の性質の寫なるが故に毫も變ずべからざる重く且直き道理にして天地萬物に一致適當する所の間斷なき準備の性質なり  
 (は) 其固有性の左記の如し

- (一) 神聖即罪惡を離れて神聖に入り以て神意に適ひ神質に應ずる者
- (二) 正直即當ふ爲すべきことを一切の事物に及ぼす所の正直にして一として宇宙の萬物に適當せざるなき者なり何となれば萬物の性質の皆神意に従て創造

せられたればなり  
 (三) 善良即滿々たる慈善の志を懷き結果に幸福を生ずる者

- (に) 法律の用の亦左の如し
- (一) 人の罪を定むると
- (二) 基督の許に人を誘導する事
- (三) 更に廣大の救恩を蒙らんが爲に適當の道を備ふる

右の如くなるに由り人の義とせらるゝの法律の作用に依るにあらず尙法律の言語に盡し難き程の好手段を備

ふるを以て吾人の爲に實に必要の物なりとす故に神の子となりたる人の自由の法律に對するの責任を免れたるを云ふにあらず罪惡を免かれて其制御を蒙らざる所の自由權を得たるを云ふなり

(第七) 信仰に因て救を得るの道を講究するときの法律の無用に屬すべき乎と問ふに決して然らず請ふ左に其理を説かん

(い) 福音の二つとなき救の道を示すものにて法律に従ふて人の自ら義たるを得ると云ふ説を承諾せずと雖尙法律に反對するの道にあらず法律と福音との孰れか

其一を欠くに於ての双方共に亡びざるを得ざるなり故に信仰に依て法律を廢てず法律に依て信仰を廢てざるの人に取て最緊要の事柄なり  
(ろ) 然れども信仰に依るときい何とかして法律を廢するを得るや

(一) 法律を棄て惟り福音の之を講義すればとて福音のみを以て法律の功用までをなさしむると決して能はざるなり例へば熟睡したる人お道を語るも馬耳東風なるべきが如く無感の大罪人に對して直に基督の救を示すも其實益あるを見ずパウロ其他の

使徒も懇々法律を講じたり(使徒行傳十四章十五、十七、七章二十四より卅一まで廿四章廿四ト廿五を見よ)凡て基督の功績(福音)を説くは既に備へある人(法律に依て)の爲に更に安慰と恩恵とを加ふるものなり

(二) 或人の説に信仰の必要の神聖を償ふものなり基督の降世以來神聖の要用の以前よりも其度を減せり既信者の身の未信者程に神聖を要せずなほ様々のとを喋々して法律を輕んずる者あり然れども予の考を以てすれば成程人の義とせられざる以前の善行の救ひるゝ爲に必要の事柄にあらねども假令

獨信仰あらばとて若法律に適へる善行の成果を以て之に添へるにあらざれば其獨立信仰の無益の死物と信するなり

(三) 信仰を以て神聖卒業の手段なりとするが如き生活の仕方ハ則信仰を誤て法律を廢するものなり基督信徒たる者の愛の道理に在て常罪を感ずるに鋭敏なるこの法律の下に在て罪を恐れ避る者よりも更に甚しとす

(は) 如何にせば信仰に因て法律を要用堅固ならしめ得るや

(一) 基督の説き玉へるが如く法律の範圍を洩れなく講究することと法律を詳細に解分けて靈氣の深き所まで及ぼすことに因る

(二) 神聖も達する爲の目的を以て信仰の事を講究するに固る尙誤て信仰を目的とする勿れ寧信仰を以て愛に達する爲の道と了知すべし何となれば愛の無始無終の物にして信仰の愛の法律を立てしが爲の物なればなり

(三) 心に法律を守り行爲に之を施すに因る此事の只信仰の致す所なれば宜く信仰を以て進むべし然ると

本文第五

道に熱心なるの須臾も欠くべからざるとなが

きの早然神聖の道に達すべきの敢て疑なると雖更  
又深愛を加ふるときは進達一層速なり愛てふもの  
の單に勿れ母れと禁止するとのみをなさず宜く云  
々すべし當に何々をなすべしと命令するの法律も  
して一の外部の行爲に發せしむる一の内部の靈氣に達  
し内外共に聖意に適し偶罪に陥らんとするの危険  
に遭遇すれば信仰忽明光を放て其利害を辨別せし  
むると最鋭敏にして人をして迅速之を避けしむべ

ら亦道に惑溺一惑の偏屈に流れ或の狭き心に沈むこと  
あるべからず

(第一)世の反對論者を皆無となすは固より望む可らずと雖  
も真理をして彼の有とせざる様注意する事肝要なり

(い)真正の基督信徒たる者の假ひ此本文の條款を守て情

らざるも尙狂人視さるゝとを免れずパウロの如きの  
則其適例なり信徒の斯る評を被るの専其言行に因る  
にわらずして信仰を嘲らるゝに外ならずが故に心に  
聖霊を受て明に神子たることを表はす者及世人を奨励  
して心を改め一むるの權力を有せりと公言する者の

悪評を被ると最甚一とす然れども時として其評  
言の果して眞事實を云ひ當てると必なりとも斷言一  
難一否誠に此事あり例バ(甲)自ら許して心に神恩を受  
けたりと想像するも其實の虚偽にして信者の名あり  
て實なく虚望を期して宗教の宗教たる所以を誤認一  
傲然妄信に居て足れりとする者(乙)己に實力のわらざ  
るにも拘へらず己の人力の及ばざるを爲し能ふ者  
なりと想像一己の説く所己の祈る所の神の命じて言  
ひ一むるなれば毫も神意に背くとなりと思惟して屢  
奇跡を行とんと試と何事をなすにも己の神の默示を

蒙りて其意を果す者なりと獨免許に安んずる所の虚  
 傲の輩(固より神の人の當になすべきことを、教へ玉へど  
 も人毎に心に感通して之を知らしめ玉ふに非ず唯聖  
 書に因て靈を下して神意と人の義務とを一般に示し  
 玉ふの故に人の宜しく各自の経験と良心の道理と  
 に之を照して以て神意を悟るべきなり必ずや聖靈來  
 り助けて之を悟り易からしむべし然るを聖書にも據  
 らず道理にも訴へずして妄りに神意を得んとする者  
 の則神の人を遇し玉へる道に背く者なり焉ぞ神意を  
 知るに至るべけんや(丙)適當の方法を用ゐずして目的

(ろ) 基督信徒の深く注意して前云へるが如き過誤も陷  
 らざる様にすべし若之を惰るときは傲慢頑固次て發  
 妙からざればなり  
 以上陳ふるが如き理由あるに由て神の保護に依頼す  
 る所の者を視て狂者と云ひ愚者と嘲るの頗る妄言な  
 りとす何となれば神の人を保護するは一般不偏の愛  
 に出るものにして中に特別なる保護を被る者も亦  
 を達せんとする者即學はず勉めず尙且助勢を要めず  
 して神意を得んとを望み或の公衆に對し妄言を吐露  
 する者是なり  
 以上陳ふるが如き理由あるに由て神の保護に依頼す  
 る所の者を視て狂者と云ひ愚者と嘲るの頗る妄言な  
 りとす何となれば神の人を保護するは一般不偏の愛  
 に出るものにして中に特別なる保護を被る者も亦  
 妙からざればなり

一 遂に人を蔑視するの弊を醸生するに至るべし真に  
戒めざる可んや

(第二) 基督教徒の別て偏固ならざるを善とす

- (い) 基督教徒の皆神の爲に力を盡して悪魔を退くるを以て職分とする者なり神の光明に居る者に友たり悪魔の暗暝に居る者に友たり人若選んで光明に居らずんば焉ぞ益を得ん假ひ平常未面を識らざる人よもせよ福音を説て悔改の真理を人に教ふるもの則齊しく悪を退くるよ級々たる良友と尊むべきなり
- (ろ) 悪を除くの業の教會の同不同に因るにわらず(甲)属す

る所の教會同じからざれども之を以て能はざるに  
わらず(乙)我メソヂスト教會に居らざるも之をなすに  
何の妨か之れわらん(丙)我教會の式禮に依らざるも可  
なり(丁)假ひ教理に誤謬ある所の教會に居るも尙之を  
なすとを得(戊)我メソヂスト教理を嫌ひ頻に之に抵抗  
する所の信徒にても能く之をなし得るなり

(は) 假ひ吾曹と説を異とするも基督教の爲に力を盡す所  
の人の宜しく敬して親しむべし或の之を妨害し輕蔑  
するが如き卑劣の舉あるべからず若餘力あらば好ん  
で之を助勢すべきなり

(に) 自己の黨派宗派意見等を此上なきものど考ふるより

勢ひ神を蔑にするが如き偏固に陥らざる様に注意す

べし假ひ或人の斯くすればとて吾曹はなどか其不良

に倣はんや

(第三)

兄弟の親みを結ぶべし

(い) 愛の人の常務なれども特別の愛の神を愛するの愛な

り然而して人の互に相愛するの範圍に於て二様の妨

障ありて常に其間に存す其一の人の思想常に同じか

らざることにて其二の人の言行亦常に背馳せざる能ひ

ざるとなり此二障あるが爲に基督信徒の實際一致せ  
ざる所あるが如しと雖尙其心裏に至ては常より一致し  
て相反するとなし

(ろ) 心を正當に傾くる形情とい何の謂ひぞや(甲)人の意見  
思想にのみ關係するの謂にあらす凡人たる者の多少  
知らざるとあり偏見を懐く者あり又固執にして如何  
様の正理を加ふるも更又改まらざる者あり然れども  
人には一般の思想の自由あるを以て亦之を如何とも  
すると能はず(乙)拜禮の方法に關係するの謂ひにあら  
ず人の意見と事情とを異にするが故に禮拜の方法も



亦異ならざるを得ず己の認めて可とする所に従ふべし  
 (丙)此形情との神及基督に對する人の信仰に關し日  
 常の言行に於て神と人とに對する愛心の正否如何も  
 係るの謂ひなり

(は)兄弟の親みを結ぶとの何の謂ひぞや(甲)己を枉て人の  
 説を容るゝにあらす(乙)人の習慣と人の方法とに服従  
 するにあらず(丙)人を同類視して愛するの愛に止まら  
 ず之を骨肉同胞の基督信徒として愛するを云ふなり  
 人の爲に神と祈り言行一致して愛を盡し善を盡し勉  
 て須臾も惰るべからざるは之を殊更に擧げずとも皆

其中又包含せらるゝものなり

(に)以上陳る所の博愛説のなにも己を枉げて一般の異説  
 を許諾するの意にあらず不定の説を懐くは少くも幸  
 福ならずして却て憫然の結果を招くものなり凡そ人  
 として確乎たる一定説あらざる者の朝定暮變毫も人  
 の信用を得ずして決して真正の博愛を施すと能はず  
 博愛てふもの何を言ふも行ふも更に咎めずと云ふ  
 意ならず人の信仰と思想とに聊も貪着せざるにあら  
 ず又教會の區別を問はざるにあらず唯人をして各信  
 ずる所の教理を主張して倦まざらしめ決して輕率に

人の教理に感化せらるゝとなからしむると同時若  
 人にして眞神に事ふる所の好人物ならんに假ひ己  
 が會友ならざるも厚く愛して心事を語り交情日を追  
 て益深く相加いつてこそ眞正の博愛を謂つべきなり  
 第六 基督教の完全を教ふる所の教理の宜しく誤謬な  
 く解明保護して之に達するの道を明すすべし  
 解説

(第一) 基督教徒の進で無缺(人の達し得る無缺にして)又達すると云ふ教理の我メソヂスト教派の一大主義にして我靈氣力の根源なりと雖屢誤解せられ駁撃せらるゝと

を免れざるが故に深く講究して其教理の眞理を解し以て  
 心望の虚ならざるを了知するの吾曹の爲に須要のことなり

(い) 完全又の無缺と云ふ語の世人中大に之を喜むる者  
 往々之れあれども併聖書に載する所の明文なり人力  
 の不完なる或の之を亂用したるとなきにあらずと雖  
 去りとして聖書の明文を棄つる理なり宜しく講究して  
 其語意を説明することを勉むべきなり尤基督教信徒なれ  
 ばとて眞の無缺に達し能はざる所ありと云へり果し  
 て然らば其達し能はざる所の何れの點ぞや

答へ

(一)知識に於て無缺なる能はず人の正道を解し神事を  
 知るの必要至極のとなれども世に在て總ての事物を  
 悉知するとの到底人の能のざる所なり(二)人への過失  
 なき能はず宗教の要點に至ての或の誤るとなきも事  
 實の關係等に於ての誤るとなりと去ひ難し(三)能力に  
 於て完全なる能はず尙之を口實として罪を犯し道徳  
 を亂るべからず唯心に期せずして偶失錯あるとき  
 能力の不完なる故を以て其責を免るゝを得る耳(四)誘  
 惑を免るゝ能はず始祖アダムに云ふも更なり天使又

(ろ)の基督と雖尙之を免るゝ能のざりき況や凡夫をや(五)  
 總て此等の不足あるにも拘らず人の無缺に達するの  
 一度達したればとて其所に止て更に進まざる非ず  
 人の達し得べき領分のどこまでも上達すべし古來未  
 其極に至りし者なり  
 何の點に於て無缺なりと云ひ得るやと問ふに基督信  
 徒の生涯に幼壯老の三階級ありて無缺に達したる  
 者の其高き級に屬する者なり(甲)基督信徒の妙齡に於  
 て既に早く全罪を赦され決して故意に罪を犯さざる  
 程の充分に達したる者あり(羅馬六章彼得前書四、一と



ホ加二  
二十

從ふの謂ひなり基督の會て人の之を亡し得ることを示  
 一玉へり(マコ七二十一、マタイ十二)使徒パウロ亦之を  
三十三全七十七と十八  
 説けり(コリン後二)惡しき情慾を亡すを得るとい人  
 各基督の如くなるを得ると云ふ約束あると云(ホ)基督と  
 十字架を共にすると云へるパウロの言とに據て明瞭  
 なり焉ぞ邪念怒氣傲慢等を亡すとを得ざるの理あら  
 んや斯く無缺となり得るの教理の第一約翰書四十七  
 全五七申命記三十六以西結三十六二十五等に據て証  
 すべし

(第二) 基督信徒の無缺たるを得るの教理の尙一步を進め

(ヘ) 哥前  
二、十  
六、二  
六、二  
ト約二  
七、一  
チ哥後  
四、四  
リ詩廿  
四、四

て深く講究せずんばある可らず然而して予のウエスレ  
 氏の問を引て以て之を説き起さんと欲す曰く誰を稱して  
 完全無缺なりとするや吾曹將之に答て曰いんとす基督  
 の心を以て己が心となし基督の行みしが如くに行み手潔  
 く心清く肉と靈の凡ての汚を去りて自己を清くし以て己  
 を躓かさず罪を犯さざる者を稱して完全無缺を得たる者  
 とするなりと之を詳言すれば舊約に所謂我將に清水を以  
 て爾に澆ぎ爾を以て潔からしめ爾の諸の汚穢及爾の諸木  
 神より爾を潔めんとすなる聖約を蒙りて欣然之を勉め  
 遂に全く其約の己に成就なされたる者を謂ふなり是に據

て之を觀れば無缺に達したる者との全靈全生全身を潔め  
 られ神の光明に在すが如く光明の中を行き心中暗黒の影  
 だに存せず基督の寶血に賴で悉く罪惡を洗滌せられハ  
 口の如く衆人に對して我基督と共に十字架に釘けられた  
 り既我生けるにあらず基督我に在りて生けるなり今我肉  
 体に在て生けるの我を愛して我爲に己を捨てし者即神の  
 子を信するに由て生けるなりと公証し得る者及聖き神に  
 效ひて凡ての行を潔くしたる者を指して謂へるとの否ま  
 んと欲するも決して能はざる程も明瞭なり又説く身神聖  
 にして全心を盡して神を愛し全力を盡して之も事へ己を

愛するが如く人を愛し且神と其子を知らずして己に敵對  
 する者を愛すると基督の如くとする者則其靈魂必愛を以  
 て満ち慈善矜恤温順忍耐等の諸徳を備へ言行相反するこ  
 となく信望愛能く完備して其言行一として基督の名と愛  
 と權とに因らざるはなく神の聖意の天に成る如く自ら地  
 に在て之を成就し神を愛するの心恰燃るが如く志心言行  
 全く神意に適ひ己れを盡たる犠牲となり基督を賴て以て  
 神に獻じ直に納れられたる所の幸福者に外ならずして是  
 亦無缺に達したる人なり既に此聖域に達したる者の心の  
 思ふ所口の語る所皆神に似て己を幽暗より出し其異な

る光ひかりに入れ給たまひし神かみの徳とくを表あらわすに至いたる者ものなり(尙なほ神かみと同等どうとうの謂いひにあらす)  
 基督キリスト教きょうに所謂いはゆる無缺むけつどの何なにの意いぞや  
 心こころを盡つくし意いを盡つくし精神せいしんを盡つくし勢力せいりきを盡つくして神かみを愛あいするの外ほかならざるなり邪念じやねん惡情あくじやう等の如ごとき凡まて愛あいに反はんする所ところのものことの悉ことごとく退除たいじよして思想ししやう言行げんかう一いつとして清淨せいじやうの愛あいに因よらざるいなきに至いたるの意いに外ほかならざるなり  
 然しからば何いづれの時ときに於おいて人ひとの果はたして身みの此位置このゐちに達たつしたるを認かん知ちするを得えたるや  
 義ぎとせられたる以前いぜんに有もてる知識ちしきよりも己おのれの罪つみを知しると

更さらに深ふかく隨したがつて心恒こころつねに樂たのまざる處ところから更さらに奮發ふんぱつして心こころに警けい戒かいを加くわへ言行げんかうを慎つとみ遂ついに全まったく己おのれが罪つみの除じよ去きよせられたるを感かん知ちするを得え資性しせい一變いつぱんして神かみに似に奇きり常つねに神かみに禱謝たうしゃするの精神せいしんを發はつするに至いたるの時ときなり尙なほ心中ちゆうしゆう全まったく罪つみなふして愛あいのみと己おのれが心こころに感かんずるとあればとて之これを以もつて充じゆう分の証しやうぶんの証しやう據ととなすべからず何なにとなれば靈魂れいこんの全まったく一新いつしんせざる前に於おいて斯かかる感かん覺かくを有いうする者もの妙まうからざればなり故ゆゑ又また基督キリスト信しん徒たの會かいて義ぎとせられたる時ときに其確証そのかくしやうを感得かんてくしたるが如ごとく亦また己おのれが心魂しんこんの全まったく一變いつぱんして聖まよめられたる確証かくしやうをも感得かんてくするにあらざれば我われが事成ことあれりと思おもふべからず是れ固まより

聖靈の証示と聖靈の成果とを蒙て感知するを得るものなるが故に義とせられたる時に於て聖靈の証示を受けたるが如く今聖とせらるゝ時に於ても亦其証示を蒙らざるを得ず唯其間に於て小異ある所の後者の前者の如く當初より判然たる証據を得るに難くして或の明或の暗甚しきに至りての全く証跡を亡すかど怪まるゝ程お常に確定せざるにあり尙此小異あるにも拘わらずして其大概につきて之を云ふとき二者殆同一なりと云ひざるを得ず若其れ斯の如き無缺の置位に達するを得るとせば最早神と其人との間に仲人を要せざる理にして基督の祭司職に依頼す

るの要なきが如き嫌なき能はずと云ふ人あらば吾曹將に答て曰いんとす否決して然らず無缺に達したる者の基督を要する感覺の反て他の者よりも甚しく日を追て益加へるものなりと其故何んとなれば基督の信せずして去る者も生命を與へず信じて隨歸する者も不朽の賜を惠與し玉へばなり人の何程の神恩を蒙るべき置位に居ればとて基督の須臾も欠くべからざるの他の置位に居る不幸の人々と異なるとなし枝若幹を離れば果實を結ぶ能はず此の如く人若予(基督)を離るれば何事も爲す能はず假ひ如何なる置位に居る人にてても基督を要するの左の條



條に據りて明瞭なり(一)人の蒙る所の神恩之其何たるを問はず皆基督の恩賜なり(二)人の自由に斯かる恩賜を得らるゝの畢竟嚮は基督の贖ひ玉へる充分なる價額あるに因ると(三)人の無缺に達するの恵の手を懷にして以て基督より受るゝあらず人先に基督に居るが故なり譬へば樹木の根本より液汁を吸上げて生長するが如き獨立の作用にあらざりて木枝樹幹と互に相接合して以て果實を結ぶが如き依頼の作用なり若枝葉を剪断して樹幹より取去るときは忽枯死するゝ至らん人の基督に對する關係亦此の如し宜しく思ふべきと(四)人の受くる恩恵の其有限無限を問はず皆

悉く基督の中保に依て受くるを得るが故に即之を基督祭司職の一分となす是を以て基督の祭司職の人の爲に甚緊要なる(五)最善良の人なりとも一點の缺所だゝあらざる人の必天下にあらざるべければ凡そ人として基督の祭司職を要せざるの理なきと是なり之を詳説すれば天下の人の皆思想言行に於て完備の法律を能く守らざる缺點あるが故に之を贖ひねんばあるべからずと雖尙其等の無點の罪惡と稱すべきにあらず使徒パウロも既に此事を明言せり曰く人を愛する者は法律を完全ふすればなり愛の法律を完全ふすと又肉体上止を得ざる事故ありて之より

生ずる所の過失缺點の愛の精神に反したるにあらざるを以て聖書に所謂罪惡と同一視すべからざるなり  
 完備の愛を有する者の恩恵日に加はるべきや然り唯も肉体のまならず加つて永遠に及ぶべし  
 一度完備の愛を有するに至りたる人の再墮落するの憂なきや

然らば且達し且墮落したる者の事實古來少からざるなり  
 吾曹嚮より一度罪を救はれたる者の再墮落するとなりと  
 思考せしが今は反て其誤たるを知るに至れり人の心と身体との假令如何なる有様に居るも再罪に墮落する能はざる

る程の聖位に達し得るとの到底人の能はざる所なり幸にして終身過失に陥らざる者あらば是全く神の約束を守りて忠義を墮さざるが爲に神より得たる恵報なるのま左に無缺に達し得る説の要約を擧ぐ

- (一) 基督信徒の無缺に達し得るとの屢聖書に明示せられて疑ふべからざる事實なり
- (二) 信徒の先づ義とせられ後に無缺に達するを得るが故に義とせらるゝ程速に無缺に達すると能はず
- (三) 使徒パウロの現世に於て無缺に達し得る由を説きたるを以て觀れば人の之に達するの死亡程に遅きもの

五、六、五、至、廿、十、(ツ)帖前、八、四、(ソ)約壹、十、

にあらざるを知るなり

(四) 信徒の達し得る所の無缺にの度あり決して無限あるらず天使すら且無限の完全に至る能はず況や人をや能く無限の完全に居て決して誤ると能はざる者の獨神のみ

(五) 肉体を有する人にして過失なきことの到底能はざる所なり

(六) 所謂無缺の完備したる愛を以て其元質となり常に喜ぶと絶へず祈ると萬事に於て神に感謝すると等を其結果となす

(七) 所謂無缺にの度ありて神の無限なると同じからざれども亦常又進歩するものにして一度之に達するときは其未達せざる前よりも一層速に受恩の途に上るものなり

(八) 所謂無缺の一度之に達すればとて決して之を失ふとなしとの斷言するに能はず假以數年の間失へる人の例を見聞せずと雖尙絶てなしとの定め難し

(第三) 人の思想を以て須らく基督の意に適せしめ且完備の愛を加へて之を制御すべし尙誤想の人には免れざる所なるを以て善人と雖疑惑に沈み暗黒に彷徨たるとあり

十、(ツ) 哥後、五、

(い) 何をか惑へる思想と云ふ即神に離れて惑へるか又の  
 混亂して思想を一事物に專にする能はざるかの二様  
 又外ならざるべし然而して人の自然にして神を遠か  
 るの心に神を愛せざるか故にして即罪なり然れども  
 一事一物に對して永く思想を專にするとの能はざる  
 の才能上思想力の乏しきが故にして罪にあらざるな  
 り

(ろ) 思想の惑へる原因の如何(甲)神を離るゝとに付て云ふ  
 ときの悪心より發して眞實に神を愛せず傲慢憤怒  
 望等の未消散せざるに因るなり(乙)思想力の乏しきよ

付て云ふとさの疾病衰弱錯亂放心習慣誘惑苦樂等に  
 因て惑を生ずるなり

(は) 惑へる思想の何のときに於て罪となるや(甲)神に遠か  
 る時(乙)思想の悪情より發せしとき(丙)不良の情慾を醸  
 成する時(丁)或の之を養成する時也(戊)才能薄弱なるが爲も偶然  
 發する所の誤想も其勢力の進むに信して捨置くとき  
 の著き罪となり悪魔の誘導も心門を鎖さずして恣に  
 心に進入寄宿せしむるとき心の遂に之に化せられ  
 て亦著き罪を以て充滿するに至るべし(己)然れども以  
 上甲乙丙丁に擧げたる思想の外にして第二類の思想

なる一事物に専心なる能はざるが如きの罪と稱すべきものにあらず恰熱病に罹りて譫言を發し冬夜睡眠中に夢みると一般にして完備なる愛の精神に相反するものにあらざるなり

(に) 齊しく惑へる思想の中に就て人の何れの類より免るゝことを得るや

(甲) 凡そ罪ありて神に遠かり或の基督に反するが如き一切の思想より免るゝことを得

(乙) 尙生來の不完より自然に發し來る所の誤想の何人と雖終身之を免るゝと能はず唯注意を加へて之を防

護するのみ斯く云ふとき人の生涯の甚不幸なるに似たりと雖其他世上に於ける様々の艱難と齊しく神恵によりての變じて己の益たるとも比々之れあれば宜しく専心一意只管神に祈願すべし其祈願にして果して能く神恵に適するときは必其如くならずと云ふとなり

(第四) 神の忠僕を惡道に誘導せんとする魔鬼の策略の枚擧に違わらざる中又就て神子たる者基督信徒をして完備の愛に達せしむるを妨ぐるの計策を以て最力ありとす

(い) 惡魔の策略の如何(甲)人に罪深きとと缺點多きととを

悟ら一め以て失望心を喚起せ一む(乙)人をして神前に  
 出るに足らざるを憂へ一めて心に不安の念を醸生せ  
 一む(丙)人をして善行の應報甚乏一きを感せ一め之が  
 爲赦免の福音も或の虚偽の方便ならんかと疑ひ一む  
 (丁)此疑懼の思の身体の虚弱なるを以て最甚一とす  
 (戊)人をして己の義とされたるか未然らざる手を疑ひ  
 一め確乎たる信仰を誤ら一め聖なる言行を全ふする  
 爲に欠くべからざる歡喜と平安とを失ひ一め之が爲  
 に恐懼益相加ひりて信仰全く破れ基督に在る所の神  
 の恩愛の忽掩ひれて其徳光を失ひ各自をして之を忘

る、に至ら一む若人ありて完全の愛の如き高尚なる  
 事物を得ることを熱望するときの悪魔忽來り襲て先づ  
 忍耐力を弱から一めて途を急選の危険に取ら一め或  
 は妬心を發せ一め又の戰慄不安の思を惹起さ一め遂  
 に一切良き事物を失ひ一む  
 (ろ)何を以て斯る悪敵の攻撃を防ぐべきや曰く己の不完  
 を懼れ微弱を憂て區々の志を懐く勿れ宜く一步を進  
 めて至聖の辯護者たる救主基督の博愛と贖罪とに着  
 眼し既に萬民の爲になされたる大業を記念し天國の  
 心望を懐き救はるゝ所の人の例を見て自ら勵む所あ

るべし貴重の時間を徒費するとなき機を窺ひ益進み  
神に聖とせらるゝに至るまでい百折挫くると勿れ  
第五) 何に因て完備の救済を得べきや他なし只信仰に因  
る

(い) 救済の現世より人の感得する神恩にして赦罪と心の  
一變とを以て其初段となす 則獨基督に頼て得らる  
ゝものにして歡喜平安の種子なり心を一新せられた  
る者の全き聖界又入らんとて踏初むる所の門戸なり  
然れども是の全き聖域又達したるにわらず蓋全聖の  
罪を悉く心より除去り完備の愛を以て心を充滿する

の謂ひなり

(ろ) 此救済の信仰に因て得らるゝものとす然らば其信仰  
どの何ぞや信仰どの神助を蒙て心中に事物を確認す  
るの謂ひにして心に神の光明を受け之を引入れ以て  
其照す所を疑ふとなく尙ほ約言すれば基督我儕を愛  
し我儕人類の爲に其身を抛ち玉へる事實をバ神助に  
頼て確認して疑ふとなく基督を己が心裏に受納れて  
茲に始て救済を得るなり  
(は) 此信仰の如何なる方法に依て人を以て救済を得せし  
むるや(甲)義とせらるゝとの由て以て生ずる方法に異

なることなくして即信仰の前に罪の悔改を要し又後に其結果を言行上に表はすとを要す(乙)且進て聖とせらるゝにも亦此信仰あるに因るとすれば同じく罪の悔改を以て其門戸となす他語を以て之を言へり聖靈の助けに頼て己が心に尙罪惡の存在するを知り言行も之か爲に常に清淨ならざるを認め且己が力を以て之を如何ともすると能はざるを明知するに至るとなり即之を其方法の初段となす然らば其悔改の結果何なるやと問ふに神を敬し人を恵むが如きの即其成果なり尤悔改の高等なる信仰を發起するの途を開

くに過ぎずして聖界に進むと進まざるとの更に一階上段なる信仰如何に因るものとす去らば完備の愛に達する程の信仰との如何なる信仰を云ふやと問ふに曰(甲)神の約束を神助に頼て確認し(乙)神の権力の此約を成るに充分なると(丙)唯に其権力あるのみならず神と之を成すを常に好し玉ふと(丁)神の此事をなす玉ふの來世にわらず適當の場合あらば現時目前に於て之を成し玉ふと等を皆神助に頼て確信せるとなり假令何日何時に於て果して之を己に成されたるかの時日を感じする能はざるとあるにもせよ焉そ其事



の己に成されたる証據を感知せざるの道理あらんや  
 須らく活眼を開て常に其事の成されんことを渴望すべ  
 何ぞ因循姑息して來日を待んや諸君其眠る勿れ  
 本文第七 吾曹の宜しく固有の罪のと又の生れ變ると等  
 に係る真理に通曉して洩らす所なきに至るべし而して  
 若人ありて心裏の完全を得んとを願望して其味を問  
 既に得たる實驗を示して勉て其人の爲に深切を盡し  
 様々の妨障を除くとに助勢すべし

解説

(第一) 救の教理を正しく了解せんと欲せば宜しく先づ人

の罪惡の所以と基督に新造せられたる者の性質とを能く  
 解得すべし此事たるや元來次序神學の範圍内に於て  
 説明すべき性質なるが故に此所に唯其大略を擧ぐるの  
 み

(い) 我メソヂスト教理の標準の左記の如くに罪のとなを説  
 くなり

- (一) 罪の一般のものなり
- (二) 罪の源因の心の罪即ち性質固着の罪なり
- (三) 心の罪の生來の固有物なり
- (四) 生來の罪の始祖アダムに始まり爾來自然法に従て

万民に傳へるものなり

(五) 始祖アダム犯罪の他に罪の原因あるとなし

(六) アダムの犯罪の世を擧て忽罪せらるゝに至らずと

雖万民に呪詛を招き災禍を來し人を以て皆罪を犯さざる者のなきに至らしめ之が爲に永遠の義罰をも被らざるを得ざる迄に墮落せしめたり

(ろ) 基督教と他教との差違の亦左の如し

(一) 他教の天然の善美と人の功績とに頼れども獨基督

教の人心の眞實なる形蹟を識認す

(二) 資性各罪ありと説かざるもの眞の基督教にあら

す他教の然らず

(三) 基督教の性質と成果とを見るに該教の専靈魂の病

痾を治療する所の教なることを知るなり他教は然ら

ず

(第二) 改心既往罪漸得聖の三教理の各互に關係淺からざ

れば左に之を説く

(い) 義とせらるゝとの正當に罪の赦免を受くるの謂ひな

り(改心)

(ろ) 再生するとの固有罪よりて既に死したる靈魂に新

たなる生命を付するの謂ひにして固有罪の邪惡の形

情を生じ再生の靈命潔白の形情を發す(既往罪)  
 (は)再生の得聖の初段にして之れより次第に高尙に進む  
 ものなり且厚き信仰の加勢によりて所謂無缺の聖域  
 に達し尙又進て明白に神の光榮を顯す迄に至るも  
 のなり(漸得聖)

(第三) 今の基督信徒と雖昔エジプト及カナン地方の間よ  
 標泊したるイスラエル人の如くに亦暗所に陥りて漂泊す  
 るとあり是れ他なり靈氣の疾病又因するなり  
 (い)此疾病との第一信仰第二愛心第三歡喜第四平和第五  
 權勢の五者を失ふとなり

(ろ)此五者を失ふの原因

- (一) 罪惡即一の直に犯罪して直に靈氣の光を失ひ一の  
 普通多數の例よして或の祈禱を惰り或の受恩の手  
 段を欠き或の善き忠告を用ひずして漸々に靈氣の  
 光を失ふとなり又聖域に進達するの熱心未足らざ  
 る所より傲慢憤怒慾望の如き心裏の罪にして其原  
 因となることあり
- (二) 無識即神の詞を識らず且靈塊中の神の行爲を識ら  
 ざること
- (三) 誘惑即未熟なる基督信徒の不意に遭遇して之を抗

抵するの力に乏しく、忽誘はれて陷罪するとの謂ひに於て其人傲慢なるどきの危険殊に甚しとす

(は) 斯の如く光明を失したる靈氣の如何なる方法に之を恢復するを得るや曰く原因に従て方法を異にす

(一) 己よ罪あるを認めなば其直に發せしや又の漸々に生せしやを識別し孰れにして先づ心裏を清潔にして靈氣の不潔に陥り愚鈍に沈まざる様に注意すべし

(二) 若無識に因する犯罪と知らば宜しく聖靈の助勢を祈り聖書を講究して其教理を解得することを勉むべし

(三) 若又誘惑又因するものと認めなば宜しく注意を專らして常に其來襲に備ふべし而して若惡敵の襲來に會せば基督の名に依て之に對立し以て援を基督に請ふどきの必や救を得ると疑なし須らく基督の權力に信任すべし

(第四) 靈氣の光明を失するとと艱難辛苦を嘗むるととの間に於て相似て而して同じからざるものあり神の人を遇するや試験の爲に殊更に誘惑を用る玉ふとあり

(い) 左に擧ぐる條歟の相似たれども其事實に至ては大に

同じからざるものなり

(一) 或の靈光を失し或の艱難を嘗むる者の事情亦同じからず活潑なる信仰と平和と歡喜とを懷きながら尙之に罹る者あり又自ら神を敬愛するを感知し堅く神聖を保持しながら尙之を憂ふる者あり

(二) 艱難憂愁の性質即久しき間打續きたる心痛を懷く者あり又自ら神を離れたるを感せざるに尙深き悲哀を免れざる者あり

(三) 艱難憂愁の原因即貧困に陥り病痾に罹り良友を亡ひ愛人の陷罪を見ると等是なり然れども神の故な

く聖靈の安慰を取去りて人心を寒からしむるにあらず又人の知識の發達して始めて此等の罪苦を知るを得たるにもあらず必や避くべからざる所の原因あるありて然るなり神何を無益に人を愁へしめんや

(四) 艱難憂愁の目的即人の信仰を進めんが爲に様々の艱苦を蒙らしめて神の人心を試み玉ふ時に常り人の神の榮光を顯し且他人にも良き例を示さんものとして愛の目的を以て能く之に耐へ甘じて憂苦の中に居るとあり

本文第八 基督信者の常に道徳を實行することを心掛くべ

解説

(第一) 克己即己の情慾を自治するとなり此事の真正の宗  
教を奉ずる者の一般の本文にて須臾も怠るべからざる  
とす然れども人智の限りあるや克己の教理を様々に誤  
解して或の性質を取違へ或の範圍に過不及一又の要點を  
誤る者あり極端に走りて正道を失ふあり山間に隱遁して  
仙界を求むるあり漠然知るべからざるものとして棄るあ  
り一般に要用に適すべからざるものと考ふるありて其説

論の百出不合なる茲に悉く擧ぐるに違わらざるなり

(い) 其性質即克己質の根源の神意獨凡ての被造物の意を  
支配し玉ふと云ふとに基くが故に最高尙の性質に  
て天國に於ての天使に適用し得るものなり地上に於  
て人に適當するの固より論を待たずと雖人の意志の  
生來神意に逆ふものなり克己とい則其曲れる我意を  
直くして正當の神意に従順ならしむるの謂ひなり又  
十字架を負ふとい益進歩するの謂ひにて常に神意に  
従ふのみならず従順の間種々有うちの艱苦に耐忍て  
欣然神意を行ふとなり或時の心焉に在らざるも止む

とを得ずして十字架を負ふとあり抑真正の克己とい  
 只許多の艱苦を耐へて以て身心を錬磨するの謂ひに  
 あらず殊更に許多の艱苦を経過せずとも寧我一身の  
 利益のみを計らずして神の默示に背かざらんことを旨  
 とし専心一意以て神に忠節なる者あらば未己に克た  
 ずと云ふと雖予の必之を克己なりと曰はん  
 (ろ) 克己に欠くる所あるは基督に従はんとする時に當て  
 妨害を生ずる一般の元由なりとす例へば茲に人あり  
 て己の罪を知るの感覺を有するも之に克つ程の勢力  
 に乏しきを以て姑息して罪を棄絶することを好まず遂

に己の罪を知るの感覺力をも亡すに至るとあり良しや  
 之を亡すに至らざるも只己の罪を知るとい決して眞  
 正の平安を得るとにあらざるなり假し神の子たりと  
 も(善き)基督信徒を云ふ好ましき罪を犯さんとするの  
 際能く己に克て之を止めざるも於ては忽聖靈を愛へ  
 しむべし又若十字架を負ふと神恩の手段を用ゐる  
 こと獻身を全くするとを怠るときは所謂無缺に達  
 せんとする所の道を障害し却て退歩することを免れざ  
 るなり

(は) 以上の理由あるを以て基督信徒たる者の専心をして

（オ）  
十、八

克己を勉むべきの須臾も欠くべからざる本分にして  
假ひ幾多の妨障に遭ふとも百方思慮を繞らして怠慢  
なく之を勉め須らく注意して之に充分の保護を加ふ  
べきなり

（第二）悪口を禁ずると夫悪口との事の眞偽に關係せず人  
の不善を喋々するの謂ひなり此弊習の今一般に行はるゝ  
が故に之を社會外に驅除せんとの實に難かるべし吾曹亦  
平素人の罪に對して憤怒するとなきにあらざれば乃自ら  
罪に陥らんとするの危険を渡る者なり基督曾て教へて曰  
く若兄弟爾も罪を犯さば其獨なる時に往て諫めよ若爾の

五至十

言を聽かば其兄弟を護べし若聽かずの兩三人の口に由て  
証をなし凡ての言を定めんが爲一人二人を伴ひ往け若彼  
等にも聽かずば教會に告げよ若教會に聽かずば之を異邦  
人且稅吏の如き者とすべし此言や以て明に人を遇する  
の道を示すものなり

- (い) 罪惡を行ふ者あらば宜しく愛を以て其人を遇し先づ  
密に忠告すべし時宜によりて或は口傳を以てし又  
は書翰を以てするも妨なし
- (ろ) 竊に諫て聽かざるか故に更に証人を立て諫むるとき  
は宜しく確証を選定し諫言の理を明にし友愛を重し



深切を旨とし一人をして惡を改めしめ靈魂に救を得せしめんとを以て目的とすべし

(は) 若尙聽かざる時の至當の順序を歴て教會の適當なる役員に訴へて適當の證據を擧ぐへし

(第三) 金錢の使用法即金錢を愛するの凡て惡の根原なり

と雖金錢の亦敢て惡むべき物にもあらず財の神の賜なり

善事を行ふんが爲に神意に従て之を使用するときは眞に

要物の物なり左に使用の概則を擧げて讀者に示すべし

(い) 宜しく能ふ限りの金錢を得べし己が靈命身體の利益健康を計らんが爲に人の靈命身體に害するとなくば

及ぶ限りの錢を得べし凡人として實義勉勵經濟善心を以て錢を得るの假令巨萬の額に至るも決して答むべきにあらず

(ろ) 得たる所の錢を費すにの勉て節儉を加ふべし情慾又の傲慢の爲に徒費すると勿れ假令我身の爲に徒費せざるも子孫の爲にするに勿れ子孫をして冗費せしめんが爲に財を遺すも亦不可なり

(は) 能ふ限りの錢を施與すべし

(一) 神の意如何を己の良心に問ふて一身を支ふるに相當なりと識りたる丈けを備ふべし

- (二) 家族を保養するに須要なる財を備ふへー
- (三) 此二款の他に於て餘力あらば公平至當の道を以て悉く神に捧呈すべー我儕の靈肉の皆神の有なり況や我儕の財産をや
- (第四) 吾曹の神の操會者なることを忘るゝ勿れとい何の意ぞや

- (い) 操會者の主人の命によりて主家の財産を管理するを以て職務となす者を謂ふなり神の人を操會者に任して管理せしめ玉ふ者の左の如し
- (一) 権力と才能とを具備せる不朽の靈魂

- (二) 五官四枝動力言語を具備せる身体
- (三) 世の萬物
- (四) 健康勢力光陰等の如き様々の資能力及神恩是なり
- (ろ) 吾曹操會者の任期の死を以て終とすれば甚短く且不定なり然り世の品物肉体の便益能力及此世の才智等の皆死と共に消散すれども獨靈魂は此期に後れて永遠に迄及すものなり
- (は) 終末の大審判に於て吾曹各擔任の會計の悉く取調べられて生來の一專一物皆此審判に提出せられざるなく其報告によりて或の永遠の義爵を受くるとに裁

定せらるゝあり又ハ限なき賞典に預るあり  
 (に)宜しく光陰の貴重なるを知るべし何事をなすにも瞬  
 間も注意を怠る勿れ常ニ善行を心掛くべし暫時モ悪  
 を思ふ勿れ然れども積善餘福を生じて貯藏の山をな  
 すとの決りて人の能ハざる所なり人の何程勢力を盡  
 すも常に不足を生ぜざる能ハす宜しく常に智力を奮  
 以敬愛を盡して一生を送るべきなり  
 (第五)宜しく國の爲に忠を盡して悪害を洗滌すべし即公  
 衆の罪に對して自ら公然の位置に立ち善き例を示して  
 以て四隣の罪惡を掃除せんことを目的とし神の名に對する

不敬の所爲を退け様々の難澁する人を惠むべし又一般の  
 爲に善を勧め惡を懲すの目的を懷て之に合一する所の政  
 事を助け身自ら施政の妨障たらざるべきハ勿論勉て官吏  
 の障害を除き及ぶ限りの其善行に助勢すべし而して斯の  
 如き忠節の行爲ハ先づ己の信仰を厚ふし勇氣を勵まし忍  
 耐を強くし實義を守り愛心を專にし温和謙遜を旨として  
 始めてなすことを得るものなり

本文第九 此世を亘る間の終の大審判に於て判主なる神  
 の前に出る爲に仕度すべき時なることを忘るべからず  
 解説

(イ) 其大審判の日(ケ)に當てり此世界の烈火の爲に容解(イ)一天地の消散(イ)一死者の蘇生(イ)一皆神前に於て賞罰の宣告を受け神の選を被て永遠の救を得たる者の別席に安座せしめられ其選に洩れて限りなき亡に裁定せられたる者も亦此時に神前に出でざるを得ず

(ロ) 其時の判官(イ)則神子基督(イ)にして裁判の日數(イ)甚永きを要すると思ひるゝなり而して世人の一人(イ)だも此裁判に洩るゝ者なく在世中各自の心思言行の正邪曲直をば最公平至當に裁決せらるゝとなれば其宣告の決して挽回變易すべからざるなり

(ハ) 此時に宇宙萬物其秩序を崩壊(イ)一賞罰行(イ)のれ悪者の不滅の猛火に投せられ苦界に棄てられて哭聲其苦の堪へ難きを表示(イ)一宇宙萬物の其秩序を新整せられ新地上に(イ)一點の罪惡も其結果もなく神の全聖(イ)の所とて至らざるなく仁愛天に満ち地に溢れ眞に是れ無極幸福の黄金世界たるべきなり